

## シエラレオネ【安全の基礎】

シエラレオネ共和国

Republic of Sierra Leone

(注) 1994年1月15日現在、シエラレオネには観光旅行自粛勧告が発出されている。

### 出入国時の留意事項

#### ●査証

入国許可書と査証はトランジットの場合を除いてすべての旅行者が取っておかなければならない。ただし、日本にはシエラレオネ大使館がなく在日英国大使館が査証業務の代行を行っている。

#### ●出入国審査

入国時、空港到着ロビーで入国カードを受け取り、記入のうえ入管の手続きを終えることになる。ただし、経済事情悪化のためこのカードがない場合があるので、その場合はカウンターへ進み旅券を提示すると、係官が必要な事項を備え付けの用紙に記入してくれる。

出国の場合は、12米ドル（現地通貨は受けつけない）の空港税を支払い、出国カードを受け取り、記入した後入管の手続きを行う。

#### ●外貨申告

外貨管理はきわめて厳格である。外貨の持ち込みについては、特に額に制限はないが、入国の際に持ち込み額を申告する。ただし、シエラレオネの通貨であるレオネについては、国外へ持ち出すことが禁じられている。また入国の際、空港内にあるシエラレオネ国立銀行の窓口で100米ドル分を現地通貨へ両替することが義務づけられている。

#### ●通関

シエラレオネに入国あるいは出国するすべての人が身の回り品、荷物について申告することが必要。また、入国するすべての人が通関検査のため、その荷物検査を受けなくてはならない。銃刀剣類、麻薬類等の持ち込みは禁止されており、また高額、多量の荷物の持ち込みは関税の対象となる。

### 滞在時の留意事項

#### ●旅行制限

特にない。ただし地方へ旅行する場合は、その土地についてすでによく熟知している人等と旅行するほうが賢明であり、かつ無用のトラブルに巻き込まれない方策と思われる。

#### ●写真撮影の制限

公共施設、特に軍・公安関係のものを写真撮影することは、特に事前に許可を得た場合を除いて避ける。また人物や一般人の住居等についても、無断で写真を撮ることは相手の反感を買ったり、金品を要求される理由になり得るので十分注意する必要がある。

### 各種取締法規に関する留意事項

#### ●麻薬

麻薬類の所持、持ち込み等については法律で厳しく禁止されており、違反者は厳しく処罰を受ける。

#### ●不法就労

官憲により厳しくチェックされている。

#### ●治安維持

1992年4月に軍事クーデターで成立したストラッサー大尉の率いる現政権の指導の下、厳しい治安維持が行われており、町には警察官および軍人の姿もよく見受けられる。ただし、これらの官憲は必ずしも勤務に忠実ではなく、特に外国人旅行者に対し金品を要求するケースがあるので、その点注意しておくことが必要である。夜間の一人歩き等、不注意な行動は無用なトラブルを生む結果となるので、厳に慎むこと。

●その他特殊取締

深夜2時より朝6時までは外出禁止令が出されている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

イスラム教の影響が強い国なので、イスラムの慣習等に注意して行動することが必要。また黒人国家の一般的特徴として、非常にプライドが高い国民なので黒人を卑下するような言動は厳に慎むこと。

安全のためのひとくちアドバイス

非常に貧しい国であり、さらに経済事情が年々悪化しているという事情も加わり、犯罪も増加傾向にある。夜の一人歩き等は避けることが望ましく、また滞在中は常時身の回り品、荷物等の管理に気を配っておくことが必要。

健康上の留意事項

シエラレオネではマラリア、コレラ、黄熱病のほか種々の風土病が起り得るので、上記疾病に対する予防注射を済ませてもらうことが望まれる。また、マラリアについては、常時マラリア予防薬を服用することが望ましい。

日常生活における健康上の留意点としては、できるだけ食べ物には火を十分に通すこと、少しでも腐ったような食べ物には絶対口をつけないこと、また水はろ過後煮沸したものや市販のミネラル・ウォーター以外は飲まないようにすること。

緊急時の連絡先

(名誉領事)

Mr. Kishore Shankerdas

Tel.250559,250065 (事務所) , Fax. 250479

Telex. 3304

82/88 Kissy Dockyard, Freetown Sierra-Leone

Tel.224832,222240 (自宅)

名誉領事としてきわめて有能であり、万一の場合は非常に頼りになる。

(病院)

Connaught Hospital Tel.222001

外来受付 Tel.223422, 222490

(警察)

市内中央管区警察 Tel.223001, 222725

ホテル (マミヨコ) 付近管区警察 Tel.237521

交通警察 Tel.250729, 250050

(電信電話局 (S.L.E.T.))

国際電話 Tel.2224951, 2224952

国際電報テレックス Tel.222801

在外公館アドレス

●兼轄公館

在ガーナ大使館

ジンバブエ【安全の基礎】  
ジンバブエ共和国  
Republic of Zimbabwe

出入国時の留意事項

●査証

すべて空港もしくは国境の入国管理局で、入国時に取得する。また、在留期間の延長手続は最寄りの入国管理事務所（各主要都市にある）で行う。査証の種類、航空券の有無、所持金等の条件により、延長される期間や延長の認否の決定がされる。観光の場合は、最高6カ月まで滞在可能である。

●出入国審査

入国審査官に提出するものは、有効な旅券、入国申請書、航空券、イエローカード（黄熱病、コレラの汚染地経由の場合）である。帰りの航空券またはその購入代金、および滞在費等を十分に所持していないと判断された場合は入国を拒否される。

出国にあたって必要なものは、旅券、出国カード、搭乗券（出国税印紙が貼ってあるもの）および外貨申告書である。出国税として20米ドル（現金）が必要である。

●外貨申告

外貨の持ち込み額に制限はないが、入国の際に外貨申告をしておかないと、出国の際、不当な外貨として没収される。外貨申告書はスタンプを押して返してくれるので、出国時まで大切に保管する。使い残したジンバブエ・ドルは市中銀行か空港内銀行で、換金証明書により20米ドルと希望外貨のトラベラーズ・チェックに再交換できる。また、ジンバブエ・ドルの持ち出しは250ジンバブエ・ドルが限度である。

●通関

免税の範囲は、身の回り品以外では、1人当たり総額1000ジンバブエ・ドル相当の物品、および5リットル以下のアルコール飲料（その内、ウイスキー類は2リットルまで）である。税関は自主申告制をとっており、免税範囲を超えていると思う場合は、申告者用出口を通して荷物検査を受けることになる。

麻薬、銃器、爆発物、植物の種、ポルノ雑誌等の持ち込みはできない。ペットの持ち込みは事前に許可を得ておく必要がある。

滞在時の留意事項

●旅行制限

特に制限はない。ただし、難民キャンプ地域への入域は、その監督官庁（労働社会福祉省）の事前許可が必要である。英雄記念墓地の見学には情報省の許可が必要である。その他の重要施設のある地域では入域制限があり、軍隊が警備している。

●写真撮影の制限

軍事施設、空港、大統領官邸等の重要施設は撮影禁止である。その他、鉄道駅、貧困住宅地域等では撮影許可証の提示を求められる場合もあり、撮影は控えたほうがよい。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬は大きな社会問題になりつつあり、取り締まりも厳しく行われている。逮捕された場合、麻薬のタイプと量にもよるが懲役2～3年および罰金が科せられる。

●不法就労

入国前に就労許可を得る必要がある。審査は比較的厳しく、不法就労者に対する刑罰も重い。

●治安維持

車を運転しているとき、サイレンとともに警察、軍隊に護衛された大統領、要人の車に出会うことがあるが、この場合すぐに路肩に車を完全に落とし、止まって待たなければならない。走行妨害をした場合は発砲されることがある。

大統領官邸付近は重武装した軍隊に守られており、駐停車は絶対禁止になっている。

●その他特殊取締

外貨の不法所持、換金は厳しく取り締まられている。見つかった場合、国に没収され罰金および懲役刑が科せられる。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

ジンバブエは2大部族（ショナ、ヌデベレ）から成り立っており、人口の74%がショナ族、19%がヌデベレ族である。黒人間の日常会話は現地語で行われるが、公用語は英語であり、たいいていの人々が英語を理解する。

ホテルの高級レストランでは、夜はネクタイ着用が原則である。ゴルフ場もジーパン、Tシャツ等あまりラフな服装では入れないところが多い。

安全のためのひとくちアドバイス

治安は比較的良く凶悪な犯罪は少ないが、飲食店、土産物店等での置き引きが多いので、手荷物を足元や離れたところに置かないよう十分注意すること。また最近、ハラレ市内の公園での寄付・署名集めを装った集団スリによる被害が多発しているため、公園内では休息しないほうがよい。

車優先社会のため、交差点でたとえ歩行者信号が青でも、横断には十分注意する必要がある。

健康上の留意事項

首都ハラレ等、高原地帯にある一部の都市に滞在する場合を除き、マラリア予防薬の服用が必要。都市の水道水は一応安全であるが、飲用は避けたほうがよい。肉、野菜、卵等によく火を通したものを食べる。川や池、沼などには住血吸虫がいるので絶対に入らないこと。ハエが洗濯物に卵を産み付けるので、屋外には干さないか、下着も含めて全部にアイロンをかける必要がある。

エイズについては最近の統計から、成人の約30%近くがHIVキャリアと推定されており注意を要する。

緊急時の連絡先

〈非常用〉 Tel.99 (警察、消防、救急サービス共通)

〈警察〉 Harare Central Police Tel.700101

〈病院〉

Parirenyatwa Hospital Tel.794411

Avenues Clinic Tel.732055

在外公館アドレス

●大使館

在ジンバブエ大使館

Embassy of Japan, 18F Karigamombe Centre, 53 Samora Machel Avenue,

Harare, The Republic of Zimbabwe (P.O.Box 2710)

Tel.727500,727618,790108,790109

### はじめに

最近、当国における経済が低迷していること、近年にない大干ばつに見舞われていること等もあって、農村部から職を求める人々が都市に集中化しているために失業者が蔓延し、また治安当局の機動力が十分整備されていないこともあって、犯罪件数は上昇傾向にあります。

最近中央統計局から発表された統計によりますと、強盗、傷害、婦女暴行、窃盗、車盗難、家宅侵入、麻薬不法所持等の犯罪件数は平成3年において約230,000件にも上り、前年と比較すると約8%強と近年においては上昇の一途を辿っています。

このような状況の中で生活される邦人の方々にとって日頃の防犯対策は必要最小限の事であり、決して他人事とせず自ら防犯に対する知識に基づいて注意を怠らないことがますます重要なこととなります。

一方、「日本赤軍」の行動はなお健在であり、在留邦人がその対象として「誘拐・国際テロ」等の重大事件に巻き込まれる可能性が依然として残されていることから、平素のこれら脅威に対する心構え、防犯対策の充実を図っていくことが必要です。

つきましては、「防犯」および「テロ防止」等に対する基本的な考え方を下記に列挙いたしますので、平素からの安全対策の心がけとして本書をご利用いただくようお願いいたします。

### 1. 平素の心構え

当地における在留邦人の安全確保は、第一義的にジンバブエ政府がその責任を負っています。特に事件や事故等に邦人が巻き込まれた場合は、当地治安当局にその旨を一報し、その場の処理、捜査等を委ねることになります。これは国家主権に基づく措置であり、大使館と言えどもこれらに介入はできません。しかしながら、大使館には在留邦人保護政策の観点から、邦人当事者に対しては側面的な対応策をとることになります。

実際には、通訳、弁護士や病院等の紹介、必要ある場合において日本にいる家族への連絡などです。もちろんできる限り大使館として援助はしますが、基本的には当国に在留する限り当国政府の下で生活しているということを念頭に置き、在留する邦人の心構えとして、以下の諸点を心掛ける必要があります。

#### (1) ジンバブエ人（社会）との相互理解の促進

まず当国の習慣、歴史、風俗や文化を理解し、その上でつき合うことが大切です。特にこの国は黒人国家であるとともに国民意識の中にはまだ人種差別に対する意識が根強く残っていることもあり、これに関連するような言動にはきわめて敏感に反応しますので、対応する際には、言葉使いや接する態度に十分注意し、反感を買うような政治的・民族的・宗教的な話題は自ら避けた方がよいでしょう。そして、普段からジンバブエ人と良好な関係を保つように努力を忘れず、常に良識のある日本人として日頃から努められることが肝要です。

#### (2) 危険に遭わないための3原則

概して日本人は危険に対する意識の欠如を指摘されます。これは単一国家、単一民族による国民性から現れるものですが、まず、海外にでたらそこは日本ではないということを考えていただくことです。そして海外で安全に快適に過ごすためには次の3点を遵守するよう心掛ける必要があります。

①警戒を怠らない。

②行動を予知されない。

③目立たない。

### (3) 緊急時における連絡先の再確認

大使館、最寄りの警察署、病院、会社関係、また信頼できる近隣者の緊急連絡先および住所等を一覧表にして自宅の目立つ場所あるいは手元に用意されるとよいでしょう。特に在留邦人連絡網は、大使館との円滑な連絡体制にも役立ちますので、いざという時のために大切に保管されることをお勧めします。また、この連絡網を普段から定期的に使用されることもお勧めします。

## 2. 当国治安情勢

「はじめに」でも述べましたように当国での過去5年間の犯罪件数は年々上昇傾向にあり、犯罪手口も悪質化、巧妙化しております。また、食料供給力の低下による食料品の値上げ、ジンバブエ・ドルの下落による輸入製品の高騰、企業維持のための人員削除による失業者の増大等、犯罪件数を増加させる要因はあとをたちません。

従って、このような状況下で邦人の方々には、自宅の警備強化、特に夜間の家の戸締りには十分注意していただくようお願いいたします。

また、最近では、車に関連した犯罪も増えていきますので、自宅での通用門の開閉のために車から乗降する時の不審人物の点検、あるいは、駐車する際の車盗難防止策、車を運転する時には必ずドア・ロックを掛け、例えば、交差点で信号待ちの時に不用意にドアを開けられないようにいつでも対応できるよう日頃から心掛けることも大切です。

## 3. 一般犯罪対策

### (1) 外出

①外出する際には、必ず家人に行先、連絡先、帰宅時間等を伝えておく。

②使用人には家人の留守中にだれが来ても敷地内にいれないよう指示し、やむをえない場合は必ず家人と連絡を取らせるよう徹底指導を行なう。

③常時本人を確認できるもの（身分証明書、運転免許証等）、および自宅、会社の連絡先をメモしたものを携帯する。

④近所の家に行く場合でも徒歩は避け保身の意味から必ず車を使用する。

⑤特に女性のハンドバッグは盗難の対象となりやすいので、しっかりと携え、ひったくり等に備える。

⑥買物時の現金の出し入れには十分注意し、鞆の口を開けたまま財布等が見えるような挑発的な行動は避ける。

### (2) 自宅

①新しい家に入居した際は、以前に住んでいた人間あるいは使用人がスペア・キーを所持している可能性が高いので、要所（特に通用門、玄関、勝手口、その他出入りのあるドア）の鍵はすべて新しいものと取り替える。

②事前防犯対策として、玄関または出入りの頻々なドアは二重ロックとし、また窓には鉄格子等の防犯強化方法を施し、主要室内には侵入警報装置等の防犯対策を行う。

③就寝時または在宅時に賊が家屋内に侵入した場合を想定し、主寝室あるいは予め決定した緊急時避難用室を防備嚴重な部屋に造り変えることをお勧めします。また就寝時には必ず寝室の鍵を掛けることを励行する。

④通用門は常時嚴重に鍵を掛け、不意の来襲に備える。

⑤夜間の防犯対策として警備員を雇い、更に番犬を飼うことが望ましい。

⑥懐中電灯等の防犯用具をいつも身近な場所に備えて置く。

⑦貴重品等は目立たない嚴重な場所に保管し、また家財等のリストを作成しておくようにする。

⑧夜間は、通用門や庭に屋敷全体が見渡せる必要に応じた照明を点け、外出時には室内の目立つ部屋の照明を点ける。

⑨家を長期に亘り留守にする時は、知人等信用ある人間に定期的な訪問を行って貰う。

⑩家の鍵を郵便受け等の屋外の場所に隠したりせず、必ず本人あるいは家族が責任を持

って保管する。

⑩電話の応対方法については、すぐに自分の名前を名乗らないよう注意し不審な電話に気をつける。

### (3) 使用人について

①新たに使用人を雇う際には、信用できる人からの紹介によるものが望ましいが、これが難しいときは、紹介者等の身元調査等を行い、信用できる使用人であるか必ず確認をする。また使用人に関する契約を行なうときは、必ず相応の日数を定め、信用できないと判明した時点で解雇できるような契約をする。

②使用人に対する給料は、相場を勧業し使用人の身上（既婚）を考慮し生活が成り立つよう配慮をする。

③家人の許可無しに無断で何人も敷地内に入れることのないよう徹底した指導を行なう。

④家人の不在、行動予定等決して他人に口外しないことを義務付ける。

### (4) 自動車

①車から離れる際は、忘れずに必ずドア・ロックする。また運転中においても内側よりロックを掛けることを忘れない。

②夜間の路上駐車は必要以外避けるべきであるが、やむを得ず駐車する際は、照明のある人通りが多い場所を選び、近くにガードマンがいれば監視を頼むのがよい。

③ヒッチハイカー等、むやみに知らない人を車に乗せない。

④通勤経路は他人に行動を悟られぬよう経路を変えたりまた時間を変えることが望ましいが、夜間の運転は、基本的に多少遠回りになっても街灯のあるよく知った道を利用する。

⑤車には盗難保険等の保険を掛け、その有効期限に留意する。

⑥事故または故障等で動かない車を、そのまま現場に放置することなく、警察への連絡あるいはレッカー移動の手配を速やかに行なう。

⑦不幸にも事故を起こした場合、警察官より必ず免許証の提示を求められるので、事前に大使館にて免許証の「翻訳証明」を作成する。なお、当国では基本的に国際免許証は認められていない。

### (5) 一口アドバイス

①近年、当国へ日本人が旅行に来られる機会が増えています。このような旅行者が公園内で散歩あるいはひと休みしている時に、例えば、寄付や署名を装いそのスキに荷物の置引きやスリ等の被害に遭う方が増えています。もし、知り合いの人間あるいは日本人かなと思ったときに声をかけ、気を緩めないようアドバイスをしてください。

②ジェイムソン・ホテル、ミークルズ・ホテル、モノマタパ・ホテル等の近辺の路上あるいは公園の中は、ひったくり、スリ、置引き等の事件が多く発生しています。日本大使館からも当局に対し警備強化をお願いしていますが、皆様ご自身も注意され、特に夜間の一人歩きは極力避けるようご注意願います。

### \*大使館より\*

どんな些細な事件でも大使館に御一報下さい。  
大使館ではこれらの情報に基づき、当国の治安情勢を分析したのち日本外務省を通じて旅行業協会に通報しています。これは世界各地を旅行される日本人がより安心して旅をされることを目的とする安全情報として提供されることになっています。

スーダン【安全の基礎】  
スーダン共和国  
Republic of the Sudan

出入国時の留意事項

●査証

入国査証は、外交、公用、商用および観光のいずれの場合も、滞在期間3カ月ないし1年の査証が発給される。査証の滞在期間を超えて引き続き滞在を希望する場合、外交、公用パスポート所持者はスーダン外務省へ、商用、観光パスポート所持者はスーダン内務省へ出頭し、滞在期間延長手続を取る必要がある。パスポートにイスラエルの査証または出入国印のある場合は査証は発給されない。また、査証の発給には相当の日数を要するので、留意する必要がある。

●出入国審査

入国審査で、イスラエルへの渡航歴が判明した場合は、入国を拒否される。

出国審査の際、旅券に挟まれる帯状紙片は、搭乗機のタラップの下での出国手続再確認の際回収される。この紙片を紛失するとトラブルの元となり、搭乗できなくなることもあるので特に注意を要する。

●外貨申告

空港税関における外貨申告制度が実施されており、申告書の有効期限は3カ月である。

●通関

通常の旅行必需品であれば問題はないが、テレビ、ビデオカメラ等は輸入制限品目となっており、高額の関税支払い、または担保金の支払いを要求される。担保金は、出国時返還されるが手続きが煩雑であるため、これらの品は持参しないほうが賢明である。そのほか、新品の電気製品、カメラ、時計等を複数持ち込もうとすると、商業目的と判断され、没収されるおそれもある。酒類の持ち込みは一切禁止されており、発見された場合はシャリア法に基づき身柄を拘束され、厳しい処罰を受けることもある。煙草の持ち込みは1カートンまでは認められている。麻薬、銃砲刀剣類、武器、ポルノ雑誌の持ち込みは禁止されている。

滞在時の留意事項

●滞在届

3日以上滞在する場合は、内務省に滞在届を提出する必要がある。これは治安維持上の理由から義務づけられているものである。ヒルトン、メリディアン等一流ホテルに宿泊する場合は、ホテルに依頼すれば代行してもらえる。

●旅行制限

国内旅行には制限があり、地方旅行をする場合には事前に内務省で旅行許可証を取得する必要がある。ハルツーム以外では警察署で手続きを行っているが、無用のトラブルを避けるため、内務省で取得しておくことが賢明である。なお、現在、内戦状態にある南部への旅行は許可されない。

●写真撮影の制限

軍事政権下であるため、写真撮影は厳しく制限されており、事前に文化情報省で撮影許可を取得する必要がある。ただし、軍事施設、空港、ダム、橋、宮殿等の撮影は許可されない。なお、当局の指示が下級警察官に徹底されていないため、許可証を所持していても撮影に関し警察官とトラブルを生ずることがあるので留意する必要がある。



## 各種取締法規に関する留意事項

### ●麻薬

すべての麻薬類の製造、輸入、売買、所持、使用が禁止されており、麻薬事犯で摘発されると、重い場合は死刑を含む厳しい処罰を科せられるほか、営利目的の場合は財産も没収される。ハルツームやオムドルマンではハッシシが蔓延しているといわれており、麻薬事犯に巻き込まれないよう留意する必要がある。

### ●不法就労

就労する場合は、内務省と労働省の双方から就労許可を取得する必要がある。外国人の無許可就労は禁止されており、摘発された場合は国外への強制退去を含む厳しい措置がとられる。

### ●治安維持

1993年11月に、4年以上続いていた夜間外出禁止令が解除されたものの、警察によるパトロール等は依然厳重であり、執行令状なしで身体や所持品の搜索が行われることがある。反政府活動を封圧するためデモ行進は禁止されている。

### ●その他特殊取締

シャリア法というイスラム教特有の法令が制定されており、飲酒、姦通等への罰則がある。

## 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

スーダンではアラブとアフリカの接点であり、首都ハルツームを中心として北部・中部はセム系アラブ人が多数を占め、イスラムを信奉するアラブ社会を形成している。これに対し南部はハム系黒人が多数を占め、多くの種族に別れてキリスト教、精霊崇拜の原始宗教を信奉するいわゆるアフリカ社会を形成している。したがってスーダンは地方によって風俗、習慣、国民性に相当の違いがある。ハルツーム周辺のスーダン人は一見おおらかで人がよいが、その一方で過剰な自意識を示すものの、やや責任感に欠けた無気力な行動が目立ち、期待を裏切られたり、イライラすることがある。

## 安全のためのひとくちアドバイス

ハルツームを中心とする首都圏の治安は、現在、比較的良好な状態が保たれており、日中であれば一人歩きも特に問題はない。

日本人が被害にあう可能性の高い犯罪としては、強盗や窃盗等の財産犯であり、日本人宅が空き巣狙いや車上狙いの被害にあったこともあるが、これまで日本人を狙った凶悪犯罪の発生はない。しかし、経済状態の悪化により国民生活は相当困窮しており、生活苦から金持ちで知られる日本人を狙った強盗等の発生も懸念される。

犯罪の被害にあった場合には、警察への通報手段、警察の捜査能力、犯人の経済力等から被害回復はほとんど期待できないため、確実に施錠する、貴重品を手放さない、多量の貴重品を持ち歩かない等自衛に心がけることが肝要である。また女性は、あまり肌を露出するような服装をしないことも防犯上大切なことである。

夜間の外出は近距離でも徒歩による外出を避け、自動車を利用することが安全上好ましい。

## 健康上の留意事項

ハルツーム市内の一流ホテルを除き、水道水は飲めない。水道水は一度煮沸してから飲むことが必要である。ホテルの場合は、ミネラル・ウォーターまたはボイルド・ウォーターを注文するとよい。生卵、生肉、生魚を避けることはもちろんであるが、生野菜もよく洗浄していったん熱湯に通してから食するのが好ましい。

年間を通してマラリアの発生が多く、日本人も罹患している。抗マラリア剤の予防内服

と、蚊に刺されないよう注意することが最大の予防策である。発熱を伴う体調異変が生じた場合は、まずマラリアを疑い、早期に医療機関で治療を受ける必要がある。

11月から3月頃までの乾燥した時期に、脳性脊髄膜炎が流行することがあるので、この期間にかかる滞在者は予防接種を受ける必要がある。

総じて衛生状態が悪く肝炎、チフス等の経口感染する伝染病が多いので、身の衛生管理には十分な配慮を要する。特に使用人を雇用する場合は、石鹸での手洗いの励行等について厳しく指導する必要がある。医療水準が低いので、手術や専門的治療を要する病気、怪我は、可能な限り医療体制の整備された国へ緊急移送することが肝要である。

#### 緊急時の連絡先

(警察) Tel.999 (緊急)

交通課 Tel.77777

(火災)

ハルツーム Tel.74444

北ハルツーム Tel.34444

南ハルツーム Tel.44444

オンドルマン Tel.54444

#### 緊急時の言葉

(アラビア語)

「泥棒」=ハラミー

「助けて」=アンキズニー (ナシユダ)

「警察」=ポリース

「救急車」=イスアーフ

「警察を呼んでくれ」=インダハリー・ポリース

#### 在外公館アドレス

##### ●大使館

##### 在スーダン大使館

Embassy of Japan, House No.24, Block 10 AE, Street No.3,

New Extension, Khartoum, Sudan (P.O.Box 1649)

Tel.451600,451601,451602

## スーダン 「防犯の手引き」

(安全のための)  
治安・防犯の手引き

平成4年10月1日  
在スーダン日本国大使館

### 1. スーダンの治安状態

#### (1) 概要

当国は、8ヵ国と国境を接するという、地政学上極めて微妙な立場に置かれており、アラブ連盟の加盟国である一方、アフリカ統一機構(OAU)の加盟国でもあることから治安情勢は、国内的要因はもとより周辺諸国からの影響も受けやすい立場にある。

国内の治安についても、北部のアラブ系住民と南部の黒人系住民との間の人種的、宗教的対立があり、当国最大の治安問題として83年から続く南部内戦がある。南部へのシャリア法導入に端を発するこの内戦は、連邦制導入による解決を願いながら国内のイスラム化を強力に推進する現政権と、これに強く反発し分離独立をも訴えるようになった反政府軍SPLA(スーダン人民解放軍)との間に深い対立があり、收拾の目途さえ立っていない。

#### (2) 治安状態

当国は軍事政権下にあつて、特にハルトウム首都圏においては昼夜を問わず治安当局による厳重な検問体制が敷かれていることもあり、治安は他地域に比べ比較的良好である。例えば、午前零時から午後4時までの間は、外出禁止時間となっており、許可無しには市内を出歩けないというのが実情である。なお、ハルトウム首都圏における最近の犯罪発生状況は次に示すとおりである。ただし、警察に未届の犯罪が多数あると見られるが、その実情は不明である。

#### 首都圏における犯罪発生状況

(罪種)	殺人	性犯罪	強盗	侵入盗	窃盗
1987年	231	508	760	778	34133
1988年	183	1023	444	542	31584
1989年	193	343	482	404	31183
1990年	135	1540	559	323	36509
1991年	144	1276	474	235	39442

(スーダン警察庁の統計による)

(注) ハルトウム市外は、市内に比べ治安状態が悪い上、満足な医療施設もなく、更に電話回線も不備なことから、郊外に居住する在留邦人は皆無である。

### 2. 基本的な防犯対策

#### (1) 心構え

日本では当然と思われる日常生活の安全も、スーダン国内でこれを確保することは容易ではない。犯罪の被害に遭っても、電話すら満足に通じないため警察に緊急の連絡をすることが実質的に困難であるのが実情である。被害に遭わぬよう自己防衛をする以外に効果的な対処方法がないことを肝に銘ずるべきである。

さらにまた、重要なことはスーダン人を理解することである。スーダン人の心や暮らしを理解して人々との摩擦を少なくすることが防犯に役立つことになる。

## (2) 情報の入手

スーダンの情勢は常に流動的であり、これが犯罪、暴動等に発展し、いつ危険な状態になるかも分からない状況にあることを十分に認識し、自ら積極的に情報の把握に努めることが大切である。

## 3. 具体的な防犯対策

### (1) 家の選択と防犯対策

#### イ. 郊外を避け、市街地に住む

非常の場合に助けを求めることが実質的に困難な場合が多いので、郊外は避けるのが得策である。

#### ロ. 行止りの道の家は避ける。

人通りの少ない行止まりの道の家は、犯罪の被害に遭いやすく、非常の際に離脱することを考慮にいと適当ではない。できれば、裏にも道がある家が良いとされている。

#### ハ. 近くに警察署等がある

警察署や大使館、または警備員が常駐している施設の付近の安全性は高い。

#### ニ. フラットの二階以上が好ましい。

犯人の侵入が難しい点を考えると、フラットの二階以上が好ましい。大家と一緒に住んでいる、あるいはガードマンが常駐しているところが望ましい。

一戸建の場合でも平家は避け、二階建て、一階と二階の間がドアなどで区切られている家が良い。

#### ホ. 高い塀と丈夫な門扉

塀の高さは3メートル以上で頂上に忍返しが付いていることが望ましい。門扉も鋼鉄製で丈夫な鍵を備え付ける必要がある。

#### ヘ. 屋外灯

屋外灯で庭及び外周を明るくすることは、不審者の侵入抑止効果が高く、不審者の早期発見にも役立つ。

#### ト. 足場となるものや梯子を不用意に置かない

#### チ. 出入口のドア

ドアは丈夫な材質のものをを選び、鍵は補助錠を取り付け、ワンドア・ツーロックにすると良い。ドア・チェーン及びのぞき穴の取付けも効果的である。

#### リ. 格子付の窓

不審者の侵入防止のため、一階及び二階の窓には金属性の格子には鉄格子を取付けることが望ましい。

#### ヌ. 警報装置の取付け

防犯カメラ等の大掛かりなものではなくても、犯人が家の中に侵入しようとしている場合、警報装置のボタンを押し、ベルやサイレンを吹鳴させる警報装置は近隣に知らせる助けを求める効果のほかに、犯人の侵入抑止の効果がある。

#### ル. 避難場所の設定

犯人に家の中に侵入された場合の避難場所をあらかじめ考えておくこと。目立たない階段の裏などが良いとされるが、適切な場所がない場合には、寝室を当てる。避難場所の出入口のドアは鍵のかかる丈夫なものとし、警報装置のスイッチ、無線機、電話機等を備える。

#### オ. 番犬

番犬を持つことは防犯上効果的である。

## (2) 使用人

- 使用人は、雇用にあたっては次の点に留意すべきである。
- イ. 採用に当たっては、身分証明書等で身分を確認するとともに、親族の住所地、以前の勤務状況等、身元調査を徹底する。
  - ロ. 信頼できる人から紹介してもらう。
  - ハ. 使用人に現金や貴金属の保管場所を見せない。
  - ニ. 使用人の友人等家の中に入れない。

### (3) 日常の行動

- イ. 鍵の管理の徹底。
  - 不用意に使用人に渡さないこと。
  - 鍵の盗難や紛失があった場合には、必ず錠前を取り替えること。
- ロ. 常に鍵を掛ける習慣をつける。
  - 就寝時は必ず戸締りを確認するとともに、短時間の外出でも鍵を掛ける。
- ハ. 二階以上の部屋の窓等にも施錠する。
  - 二階以上の部屋の窓及びトイレ等の小さな窓にも必ず鍵を掛けること。
- ニ. 就寝時には寝室にも鍵を掛ける
- ホ. 近隣の家と仲良くする。
  - 非常の際に助けてもらえるよう近隣の家と良い関係を保つことが大切である。
- ヘ. 行動パターンを一定にしない。
  - 通勤時間、通勤コース等を一定にすると、犯人に待ち伏せされたり、留守を狙って家に侵入されたりといった被害に遭いやすい。
- ト. 旅行、出張等の日程を可能な限り部外者に知らせない。
- チ. 留守にする際の工夫。
  - 夜間家を留守にする際には、屋内の電灯をつけたままにする、あるいは昼間ならば、ラジオをつけたまま出掛ける等の工夫をする。
- リ. 外出時、帰宅時に必ず家の周囲をチェックする。
  - 不審物が置かれていたり、物の配置が変わっていた際には警察への通報等適切な措置をとる。
- ヌ. 時々家の中から周囲の状況を観察する。
  - 物陰や車の中から家の中をうかがっている者がいる場合には注意すること。
- ル. 群衆の集まっているところ、デモ等に近づかない。
  - 群衆は時として暴徒となり、群衆の集まっているところで無差別なテロは行われやすい。また、デモに近付くと、車を破壊されたり怪我を負ったりする可能性が高い。
- オ. 挑発的な服装をしない。
  - 婦人が肌もあらわな服装をしない。また、高価な貴金属を身に着けたりしないこと。
- ワ. 路地裏や知らない場所に不用意に入らない
- カ. 物乞い、両替、ヤミ両替屋等を相手にしない。
  - 不用意にこれらの者を相手にすると、犯罪の被害に遭いやすいほか、違法行為として処罰されかねない。
- ヨ. 夜遅くの外出はなるべく避ける

### (4) 自動車の運転

- イ. 車及びスペアタイヤは常に整備しておく
- ロ. 燃料は常に確保しておくこと
- ハ. 短時間の駐車でも、キーを抜きドアロックを忘れない
- ニ. 車の中に貴重品を放置しない
- ホ. 人通りの多い大通りを走行する
- ヘ. 車間距離を保つ
- ト. ヒッチハイカー等は乗せない
- チ. 車の修理は信頼できる業者に依頼する
- リ. 郊外に行く場合には、故障、事故を想定して、必ず2台の車で行く

又、不審車両が追尾していると思われたら、当該車両をやり過ごす等の工夫をする  
ル。車に乗車する前に、必ず周囲や車の下を見回し、不審なコードなどがいないか等点検する。  
オ。乗車時、降車時に事件事故に巻き込まれることが多いので特に注意する

#### 4. 緊急連絡先

##### (1) 警察への通報

- 緊急通報 999
- ニューエクステンション警察署 442777  
(大使館近く Street NO. 1)
- 国家警察犯罪捜査局 73038

##### (2) 大使館

- 日本国大使館 451600~2  
77668

##### (金曜日～土曜日休館)

- 領事担当官自宅 451185

セイシエル【安全の基礎】  
セイシエル共和国  
Republic of Seychelles

出入国時の留意事項

●査証

事前に査証を取る必要はなく、国際空港到着時に通関の際に取得する。このとき、帰りの航空券を所持していない場合は、入国を拒否されることもある。

●出入国審査

特になし。

●外貨申告

セイシエル貨（セイシエル・ルピー）から外貨への交換は自由となっている。

●通関

特になし。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以上滞在するときは、出入国管理事務所手続きをする。

●旅行制限

特になし。

●写真撮影の制限

大統領公邸の撮影は不審な行動と思われるので、撮影はやめたほうがよい。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬類は一切禁止で、厳しい取り締まりが行われている。所持していた場合には数年の刑が科せられる。

●不法就労

特になし。

●治安維持

特になし。

●その他特殊取締

特になし。

安全のためのひとくちアドバイス

観光地として、外国人客の誘致に努力しているため、治安は良好なほうである。

健康上の留意事項

多くの小さな島からなっているので、首都があるマヘ島以外は、安心できる医者はいない。

ホテルは近代化しており、生水も飲めないことはない。

緊急時の連絡先

(非常用) Tel.999 (警察, 消防, 救急サービス共通)

緊急時の言葉

「泥棒」=シーフ

「助けて」=ヘルプ

「警察」=ポリス

「救急車」=アンビュランス

「パトカー」=ポリス・カー

「警察を呼んでくれ」=コール・ポリス

英語およびフランス語が公用語として通用する。

在外公館アドレス

●兼轄公館

在ケニア大使館



セネガル【安全の基礎】  
セネガル共和国  
Republic of Senegal

出入国時の留意事項

●査証

一般入国査証が必要。在日セネガル大使館、在仏セネガル大使館等で取得できる。通常1回限り、3カ月滞在可能な入国査証が発給される。

日本人に対する査証免除はない。南部のカザマンズ州に旅行するためガンビアを通過する際は、陸路の場合のみガンビアの入国査証も必要である。

滞在延長手続は、内務省外国人旅券係へ申請する（手続きに最低1カ月を要する）。

●外貨申告

持ち込み・持ち出し規則が厳格に適用されるようになり、出国時の持ち出し額も厳しくチェックされるようになっている。

(1)入国時

外貨持ち込みに関する制限はないが、入国の際、トラベラーズ・チェックを含めて税関に申告し、持ち込み金額の証明書を受けていなければ出国の際に持ち出せない。

(2)出国時

持ち出し金額の証明書を提示しなければならない。ときとして税関による持ち出し外貨の検査が行われることもあるので、虚偽の申告をすることのないよう注意が必要。

当国通貨であるCFAフランは、CFAフラン圏外への持ち出し、CFAフラン圏外での再両替は不可能。

●出入国審査

空港での入国に際しては入国審査が行われ、有効な査証・帰路の航空券の提示を求められる。

空港での出国に際しては、出国審査、旅券の提出のほか、旅券購入の際未払いの場合は、空港税（4000CFAフラン）を徴収される。入・出国時とも滞在先の住所を聞かれるので、はっきりと覚えておく必要がある。航空機到着後、手続きを終えるまで通常、1時間以上かかる。

●通関

入国時は通常、荷物を開けるよう求められ、申告の有無を尋ねられるが、検査は比較的緩やか。多量の電気製品や機械類は一度税関に預け、翌日、税関局長に対し持ち込み手続きを行うことになるので、パッキング・リスト（価格明記のもの）を必ず持参する必要がある。

滞在時の留意事項

●滞在届

関係当局への届出義務はない。ただし、警察官等から身分証明書の提示を求められることがあるので、身分証明書等を常に携帯すること。

●旅行制限

制限はない。ただし、イスラム教の聖地TOUBAへ旅行の際は、飲酒、喫煙を避けること。

●写真撮影の制限

制限はない。ただし、空港および軍事施設を除く。女性等を撮影する際や祭りの儀式等

を撮影する際は、了解を得て行うこと。モスク内も同じ。なお、撮影中、現地の人から金銭の要求等が多々あるので要注意。

#### 各種取締法規に関する留意事項

##### ●麻薬

持ち込みおよび所持とも重犯罪として処罰される。不定期にナイトクラブ、ディスコの手入れが警察によって行われ、そのつど麻薬が押収されている。裁判手続も数カ月～数年を要するので、その間未決囚として服役することになる。絶対に持ち込み・所持することのないように。

##### ●不法就労

労働許可を得るのは、失業率が高いこともあり、たいへん難しい。特に一般滞在査証で入国した場合、労働許可証を得ることはきわめて難しく、また外国人の就職先も限られており、入国前に必要な手続きを行っておく必要がある。不法就労中に密告され、処罰を受けたケースもあるので注意を要する。

##### ●治安維持

多数政党制であり、野党側から多くの反政府系新聞・機関紙等が発行されており、言論の自由は保障されている（与党はセネガル社会党）。憲兵隊による不法在留者、身元不明者等の一斉検挙を不定期に実施しており、身分証明書等を所持していないと検挙されるおそれがある。必ず身分証明書を携行すること。

##### ●その他特殊取締

自動車運転中、警察官に停止を求められ、違法な運転をしていないのことがめられて金品を要求されるケースが最近続出している。政府も対策に頭を痛めている現状であるが、一向に改善されていない。

#### 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の約90%がイスラム教徒であり、飲酒、豚肉は食さない習慣がある。モスクへ入るときは靴を脱ぎ、半ズボン・スカート等の着用を避ける等服装に注意し、マナー（禁煙、お祈り・説教時の私語の禁止）を守る。また、セネガルでは一般的に、55歳以下の女性および乳児がモスクへ入るのは禁止されている。

#### 安全のためのひとくちアドバイス

最近、ひったくり、置き引き、強盗等外国人を対象とした犯罪が急激に増加し、その手口も凶悪化している。長期在留の日本人も被害にあっている。市内では多額の現金を持ち歩かないこと（旅行中はトラベラーズ・チェック、クレジット・カードとすること）。警察官もあてにはならないので、自分の身体・財産は自ら守る心構えが必要。ホテルのセーフティ・デポジットもあまりあてにならない。

出かける際は外国人居住地域ですら、単身では出歩かないほうがよく、現地人居住地区は、現地の人案内する以外は危険なので入ってはいけない。短距離の移動・買物も必ず自動車を利用し、ドアの施錠はもちろん、車内には絶対貴重品を置いて車を離れないこと。走行中も施錠をし、窓は閉じておくこと。

#### 健康上の留意事項

気温差が1日に十数度もあり、風邪をひきやすい。また熱帯性気候のため疲労が蓄積されやすいので、十分に栄養を摂取し体力保持に努めることが肝要である。

セネガルに見られる疾病には、主にマラリア、結核、皮膚病、眼病、ハンセン氏病およびポリオ等がある。入国前に黄熱病のほかにもコレラ、肝炎、ポリオ、破傷風等の予防接種を受けておいたほうが賢明である。

雨季（6～10月）は湿度が高く（90%以上）、蚊も多いため、皮膚病にかからないよう体を清潔にすることと、防蚊対策。さらに抗マラリア剤の服用が必要である。乾季（11～5月）はサハラ砂漠からの砂嵐に見舞われ、眼病にかかりやすい。

水道水は十分殺菌・消毒が行われていないため、そのままでは飲用には適さず、ろ過後煮沸して飲用するか、ミネラル・ウォーターを購入する。特に雨季には生水・生ものを取らないよう心がける必要がある。

#### 緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.17

〈火事〉 Tel.18

〈病院〉

Hospital Principal Tel.232741

Clinique Hubert Tel.236848

〈医療相談〉

Dr.ラーミー（開業医） Tel.210409（専門医の紹介も行ってくれる）

#### 緊急時の言葉

「泥棒」＝ヴォルルール

「助けて」＝オ・スクール

「警察」＝ポリス

「救急車」＝アンビュランス

#### 在外公館アドレス

●大使館

在セネガル大使館

Ambassade du Japon, Immeuble Electra I I, Rue Malan, Dakar, Senegal  
(B.P.3140)

Tel.23-91-41,23-74-79,23-85-03,23-70-45

## セネガル「防犯の手引き」

### 治安・防犯の手引き

平成4年10月  
在セネガル日本国大使館

#### はじめに

1. 邦人の犯罪被害事例
2. 日常の心構え
  - (1) 現地での行動指針
  - (2) 住宅
  - (3) 訪問者、使用人の注意
  - (4) 婦女子の安全確保
  - (5) ドライビングの留意点
3. 緊急事態対処要領
  - (1) 平素の心構え
  - (2) 緊急時の心構え及び取るべき措置
4. 緊急連絡先

#### はじめに

セネガルは政治的には安定を維持していますが、依然経済は困難に直面しており、加えて人口増加と都市集中化の進行による都市部での失業（特に若年層）が大きな社会問題となっています。かかる状況のもと、これまで比較的良いといわれていた社会情勢は不安定なものとなってきており、1988年2月末の大統領選挙直後に暴動が発生し、また、1989年4月にはセネガル・モーリタニア紛争が発生し、いずれもダカール地区は非常事態令、夜間外出禁止令が発動されるという事態もありました。

今後とも、何らかの出来事を契機に、経済的困難に伴う民衆の不満が一気に爆発する可能性は潜在的に存在しています。

他方、物盗り等の一般犯罪も悪質化しており、これまでは相手のスキを見て奪う手口であったのが、最近では力づくで強盗するという手口が増えつつあります。

この手引きがダカールに居住される在留邦人や旅行者の皆様が犯罪の被害者とならないための一助となれば幸いです。

#### 1. 邦人の犯罪被害例

- (1) 強盗事件 場所 コルニッシュ ウエスト（海岸通り）  
日時 9月10日 日曜日 午前8時頃

A氏は海釣りをするために、コルニッシュ ウエスト通りから海岸側の空地に行った。雨が止んだため、ドアを開けたところ、車の外側に、内部から見えないように隠れていた黒人2人が、ナイフを持って襲ってきた。A氏はナイフを防いだものの首を絞められ窮地に追い込まれたが、相手の腕を噛む等必至に抵抗し、幸いにもその場を逃れることが出来た。

- (2) 窃盗事件 場所 交差点（市内中心地）  
日時 11月17日 午後8時頃

B氏が交差点の信号待ちで停車していたところ、いきなり後部左ドアが開けられ十代後半の男が乗り込んで来て、現地語で何やらわめき立てた。

運転していたB氏は、驚き、後ろを振り向いている間に、今度は助手席のドアが開けられ、5～6歳の少年が助手席においてあったカバンを持って逃走しようとしていたとこで

あった。

B氏は、とっさに車から降り、少年からカバンを取り返した。その間に後部座席に乗り込んできた男は逃げ去った。

車に寄ってくるのは必ずしも乞食だけではなく、泥棒もいるという一つの証左です。走行中は全ドアをロックしておくことが必要。

(3) 強盗事件 場所 ポンピドゥー通り (市内中心地)  
日時 10月28日午後

短期出張者のC氏はポンピドゥー通りを歩いていて、カフェ・ドゥ・パリ (歩道がカフェのために狭くなっているところ) の前にさしかかったとき、前方から両手に野球帽を持った物売りが近寄り、C氏に話しかけてきた。

C氏は物珍しい物売りが寄ってきたとばかりに、そちらに注意を向けた瞬間、別の黒人にいきなり下の方から両足のズボンと両腕をつかまえられて身動きが出来なくなったところ、もう一人の黒人にポケットに両手を突っ込まれ、所持していた金銭を奪われた。

(4) 強盗事件 場所 独立広場近く (市内中心地)  
日時 タバスキの日 午前

D氏は休日 (タバスキ) にもかかわらず出勤をする必要があったので、休日のため全く人影がない通りを職場に急いでいたところ、前方から3人組が近寄ってきて両腕を押さえられ、腕時計を強盗された。D氏はとっさの機転で抵抗をあきらめ素直に相手の要求に従ったため、時計のみの被害で身体は幸いにも無事であった。

(5) 強盗事件 場所 ダカール郊外  
日時 3月11日 午後3時頃

観光客のE氏は、ダカール市内にて現地人のMと意気投合し、ダカール郊外の同人宅に招待され雑談中、日本及び現地の高額紙幣の提示を懇望され、提示したところ同人に取り上げられたため、返還を求めるに、Mはやにわに付近にあったナイフを持って返還を拒否した。

このためE氏は、こわくなり同人宅から逃げ帰り無事であった。

(6) 侵入窃盗事件 場所 市内高級住宅街  
日時 3月17日 白昼

F氏宅では、休日家族が留守にしたところ、白昼堂々と賊が生垣を乗り越えて敷地に侵入、飼犬を中庭に閉じ込めた後玄関のドアの40cm四方の穴をあけて低内に入り、カメラ、貴金属類を窃取し、侵入口より逃走された。

本件発生2週間後にも隣家の邦人宅で類似手口の窃盗事件が発生している。

## 2. 日常の心構え

### (1) 現地での行動指針

日常の行動では、派手な生活や反感を買うような行動は慎み、出来るだけ周囲の住民に溶け込むようにして下さい。また、近隣の住民とは仲良くし、良好な人間関係を保つようにする努力も見逃せません。

行動のパターン化を避けるのが、現地での行動の基本です。具体的には出勤・帰宅時間、買物に出かける日時・経路・マーケット、外食・レストランの利用などはパターン化しやすいので、意識的に変えるようにします。外国での誘拐事件では、パターン化した帰宅時間を狙われるケースが多いので、この点は特に注意が必要です。「不規則生活者」ほど海外では危険が少ないということをお忘れなく。家の近辺で少しでも疑わしいことがあったら信用できる人に必ず話しておくことです。

また、自宅の電話番号・住所は電話帳に載せないとか、電話番号を知らせる範囲を限定するといった注意も必要です。鍵は家族の人だけが持ち、使用人に犯罪のチャンスを与えないこと、夜間の外出時に電灯やラジオをつけておき、留守だと思わせないなどは、時に有効な手段になります。帰宅に際しては家及び周囲に異常がないかどうかを確かめること

です。鍵は常に所持しておき、失うことを恐れて自宅の玄関周囲に隠さないこと。外出に際しては施錠を確実に実施し、施錠漏れがないことを確認した後、外出して下さい。

他人に「悪の誘惑」を与えないことが、海外生活では日本以上に重要です。家族の、在・不在、行動予定などを来訪者や電話に対して不用意に漏らさないのは当然のことです。

家から外に出る際は、必ず覗き窓等から周囲の状況を調べて、安全を確認した後ドアを開けます。また、夜間の外出を避け、やむを得ない場合を除いては2人以上で行動して下さい。雑踏や繁華街での単独行動は慎んで下さい。時には「命金」を持っていることも重要で、不運にも追い剥ぎにあった時は、周囲の状況にもよりますが「気前良く取られる」方が身の安全確保のためには有効といえましょう。

騒乱・デモはもちろん現地の人の議論やトラブルに巻き込まれないようにします。夜間、家を留守にするときは、一部の電灯を付けておく。帰宅に際しては家の周囲に異常がないかどうかを確かめることです。

## (2) 住宅

家の出入り口はなるべく少なくし、植え込み等による死角を作らない。視界をさえぎる樹木や家屋に接して2階に上がれるような樹木は切り倒してしまうことです。庭園等は出来るだけ明るくします。

玄関のドアに必ず覗き穴と安全チェーンを取付けること。入居時もしくは異常を感じたときは信用ある鍵屋により鍵を全部取替えた方が良いでしょう。玄関はいつも明るい電灯を付け、家の中は玄関の電灯より暗くします。

一軒家の場合には外周の壁が3メートル以上あることが望ましいと思われれます。また、壁が3メートル以下の場合、鉄条網等で3メートル以上に補強すればより安全です。事情が許せば、侵入警報装置を付けた方が良いでしょう。消化器をすぐ使用できる場所に配置することも忘れずに。なお、一軒家の場合には信用のおける警備会社から24時間警備員を派遣してもらい、警戒するのが最も安全かと思われれます。

無闇に家や家族の写真を撮らせないこと。また、自宅での商談やインタビューの適否は慎重に考えること。自宅は安全を守る基地であるので、たとえビジネスで必要であっても、見知らぬ人を自宅に招くことは極力避けた方が良いでしょう。

自宅での防犯装置の決め手は「主寝室の要塞化」。いざ住居に侵入された場合の決め手は、家族が逃げ込める部屋(多くの場合主寝室)の要塞化です。家の中のしかるべきところに「見せ金」を置いておくことも必要と考えられます。

## (3) 訪問者、使用人の注意

訪問者があっても、すぐにドアを開けず覗き窓から身もとの確認をして下さい。不審な同伴者はいないか、付近に不審者がウロウロしていないか、をまず確認すること。身元を確認後ドアを開けるときの安全チェーンを掛けたまま細目に開け、再度周囲を確認した後初めてチェーンを外し、ドアを開けること。

知人でも見慣れぬ人が一緒のときは確認が終わるまで、ドアを開けない方が良いでしょう。非常に親しい知人であっても、非常識な時間に訪問があればまず異常事態であると考えた方が良いでしょう。

予期せぬ品物を届ける配達に対しては、その品物を扉の外に置くようにいい、送り状はドアのしたから受け取り、サインする。配達人が立ち去り周囲に不審なものがないかを確認してからドアを開け、品物を入れる。不審な郵便物・荷物等は不用意に開封してはなりません。開ける前にかみならず発送人を確認すること。

また、物売りは敷地内に入れないこと。電話・水道・電気の工事人が来ても、不用意にドアを開けてはいけません。頼んでもいないのに工事人が来た場合、事務所の電話番号を聞き、用件を電話で確認するぐらいの用心は必要です。家庭に自分一人のときは、だれかいる時に改めて来てもらうようにした方が良いでしょう。

使用人の雇用では、身元調査を必ず行うこと。雇用にあたっては信頼できる人の紹介を受けるのが一番です。

また、使用人に対しては隙を見せないこと。貴重品や現金のあり場所を不用意に教えるといった隙を見せると、つい出来心で盗みを働いたりするケースがあります。

使用人には、来訪者に対する警戒・電話応対時の注意などを徹底して教えておくようにすること。いくら家人が来訪者に注意を怠らなくても、使用人が不用心では全く意味がないということです。

#### (4) 婦女子の安全確保

日常生活では子供の通学や友人宅への送迎を決して現地人（使用人）任せにはしてはいけません。子供たちの保護は必ず父親、母親が直接行うべきです。夫の出張中等夫の不在時の安全確保にも注意が必要です。一案としては信用のおける知人に泊まり込んでもらうか、知人宅に身を寄せる、あるいは安全なホテルに宿泊することもあると思われます。

また、銀行や市場等に行く場合は、婦人・子供の単独行は避け、ボーイを連れていくことや駐車中の車には見張りを置くことも有用です。

#### (5) ドライビングの留意点

車は毎日点検を実施し、異常があれば速やかに整備して良好のコンディションにしておくこと。車の修理は高くても信頼の出来る修理屋にだす。駐車場は出来るだけ守衛のいるところを利用し、夜間の路上駐車を避けること。駐車する場合は短時間であっても全ドアをロックすること。

駐車しておいた車に乗るときは、最低限車の外周・下部・車内に異常がないか、その都度チェックすること。車の乗り降りが特に狙われやすいので、不振な車や人物が周囲にいないか注意し、異常を感じたら安全な場所に非難し、安全が確認されるまで乗車しないようにすることです。数人が乗って駐車している車には注意した方が良いでしょう。

燃料タンクには常に燃料を十分に入れておき、出先の道路事情についても前もってよく調べておくこと。長距離を走る場合は必ず複数の車で出掛けるようにし、夜間はなるべく一人で運転しないようにすること。

走行中ドアは全てロックし、窓は閉めるかわずかの隙間だけ開けるようにする。信号待ちで止まったときなど、車に乗り込まれることがあるので、ロックを必ずするよう習慣づける。また、人通りの少ない脇道は避けて人通りの多い大通りを通りの方が良いでしょう。現地の人に危険地帯を聞いておき、通らないよう注意して下さい。

ヒッチハイカーは乗せないこと。運転する人も、同乗する人も周囲に対する注意を怠らないこと。先行車が急停止しても追突を避けられる車間距離をおくこと。尾行に気を配る。尾行されたときは最寄りの警察署に直行するなど、不審な車に気付いたら、臨機応変の回避行動をとって下さい。道路は出来るだけ中央寄りを走ること。

### 3. 緊急事態対処要領

#### (1) 平素の心構え

##### (1) 旅券等の保管及び在留届の履行

旅券、(外国人登録証)及び検疫証明書(イエローカード)は、1ヶ所にまとめて保管しておき、いつでもすぐ持ち出せるようにしておくことです。なお、大使館との相互連絡のための在留届(あるいは帰国届)提出の履行に努めて下さい。

##### (2) 食糧及び金銭の用意

少なくとも10日間ぐらい生活出来る程度の食糧及び金銭を常時用意すること。

##### (3) その他の携行品の用意

移動を必要とする場合に備えて最小限度のものを平素から用意すること。

イ. 衣類等：衣類(行動に便利で、寒暑に充分耐えることが出来、かつ、ことさらに人目をひくような華美なものでないもの)、履物(行動に便利で、頑丈なもの)、着替え、手袋

ロ. 食料品等：水、米、調味料、缶詰その他保存食品等

ハ. その他の携行品：救急薬品、トランジスターラジオ、懐中電灯、ライターまたはマッ

チ、ナイフ、水筒、洗面具、タオル、鼻紙、毛布等

(4) 自動車の整備等

イ、自動車は常時整備しておくこと

ロ、燃料は常時充分に入れておくこと

ハ、自動車を持っていない人は、平素から、自動車を持っている人と連絡をとり、必要な場合に同乗できるようにしておくこと。

(2) 緊急時の心構え及びとるべき態度

(1) 緊急時の心構え

緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合には、大使館は、邦人保護の万全を期するため、日本人会と緊密な連絡を保ちつつ、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、これらを別に定める連絡網により邦人各位に随時通報するよう最大限の努力をしますので、平静を保ち、いやしくも流言蜚語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないように注意して下さい。

(2) 情報の把握

邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ、テレビの聴取、大使館または日本人会への問い合わせ（出来るだけ連絡網によること）、管轄警察署への問い合わせ等により、正確な情報の把握に努めること。

なお、外国放送（Radio France Internationale 周波数15300MZ）を聴取することも参考になります。

(3) 大使館への通報等

イ、現場の状況のうち通報する必要があると認めたものは、随時、大使館または日本人会へ通報して下さい。

ロ、事故または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶ恐れがあるときは、管轄警察署に通報し、救出を求める等適切な措置をとるとともに、迅速、かつ、詳細にその状況を大使館に通報して下さい。

(4) 避難等

イ、緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に居残り門を閉ざしている方が安全であることもありうるので、軽挙妄動は慎んで下さい（また親密な在留外国人宅に避難することが安全であることもありうるので、平素より当該在留外国人等との間に家族ぐるみの親密な人間関係を作っておくよう努めることも大切です）。

ロ、大使館から退去あるいは引揚げ勧告があった場合は、これに従ってなるべく早く退避、引揚げを行う。この場合一般商業機が運航されているうちはこれによって下さい。

ハ、事態が逼迫して、大使館より引揚げまたは避難のための集結を指示された場合は、3. (1) に掲げた準備を完了した後、速やかに指示された場所に集結して下さい。

例…大使館、大使公邸、その他大使館が指示する場所（その都度指示します）

ニ、引揚げまたは避難のための移動に際し、国旗（日の丸）を利用しようとする場合には出来るだけ大使館の指示を受けて下さい。

(5) 事前引揚げ

各自または派遣元の会社等の判断により、逐次本邦へ引き揚げることは差し支えないですが、その場合にはその旨を大使館へ報告願います。

なお、引揚げに際しては、老人、婦女子、病弱者、緊急用務のないものから順次先に引き揚げるのが望ましいでしょう。

4. 緊急連絡先

(1) 警察 17

(2) 救急車、消防車 18

(3) 病院

HOSPITAL PRINCIPAL 23.27.41 (AVENUE COURBET)



CLINIQUE HUBERT	23.68.48 (26,AV. JEAN JAURES)
CLINIQUE PASTEUR	21.25.48 (50,RUE CARNOT)
CLINIQUE CASAHOUS	21.30.30(5,RUE DE THIONG)
(4) 日本国大使館	23.91.41
	23.74.79
	23.85.03
(5) 大使公邸	24.94.59

コートジボワール【安全の基礎】  
コートジボワール共和国  
Republic of Cote d'Ivoire

#### 出入国時の留意事項

##### ●査証

コートジボワール入国には査証が必要である。アビジャン空港では取得できないので、日本かバリのコートジボワール大使館などで取得する。入国目的が観光ならば、滞在期間3カ月の1回（入出国）限りの査証が取得できる。

入国目的が長期滞在であっても、長期査証の取得は不可能であるため、とりあえず短期滞在査証で入国し、コートジボワール滞在中にカルト・ド・セジュールを取得する。

コートジボワールでは、飛行機の到着・出発の遅延が頻繁（キャンセルされることもある）であるので、できるだけ無理な日程は避けるか、あるいはトランジットの場合でも用心のため、査証をあらかじめ取っておくことを勧める。査証を持っていないと絶対に空港の外には出してくれない。

##### ●出入国審査

入国時には、黄熱病予防接種証明書（イエローカード）を確認した後、入国審査（外国人はNON NATIONAUXの列に並び、機内で配布された Carte de Debarquement に必ず記入のうえ旅券とともに提出）の順となる。提出された旅券は審査後、となりの窓口から返却される。税関審査は、X線によるセキュリティチェック後、行われる。

出国時には、通関を通った後で出国審査を受ける。出国審査の際は、旅券、出国カード（Carte d'Embarquement：荷物のチェックインが終わった後にもらえるので、あらかじめ記入しておく）および搭乗券を提示すること。出国審査の後に、X線によるセキュリティ・チェックを受ける。

##### ●外貨申告

外貨申告の制度はない。ただし、まれに空港警察職員に入国時、出国時にチェックされることがある。アビジャン市内の銀行、ホテルでは円、米ドルの現地貨交換は可能であるが、持ち込む現金は仏フランが有利。

なお、多額の現金を持ち込むよりは仏フランのトラベラーズ・チェックのほうがよいと思われる。CFA圏外へのCFAフランの持ち出しは禁止されており、出国の際チェックされる。

##### ●通関

通関のチェック、入国時のセキュリティ・チェックはたいへん厳しい。

#### 滞在時の留意事項

##### ●滞在届

政府機関への滞在届は必要としない。

##### ●写真撮影の制限

空港およびその周辺ならびに軍事施設は撮影禁止。現地人部落等での撮影には十分注意が必要（ひったくり等の被害がある）。

なお、特定の人を写真に撮った場合には、金銭を要求される場合があるので、あらかじめよく注意すること。

#### 各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の取り締まりおよび処罰はかなり厳格に行っている。空港周辺の道路、内陸の道路で税関による車の荷物検査を行っているので、検査を受けたときは適切な対応が必要。

●治安維持

地下出版物等はほとんど出されていない。コートジボワールの国内政治に干渉、介入するような言動は慎む必要がある。経済不況のあおりで治安状態は年々悪化しており、銃器を使用した強盗事件が多発している。

緊急時に警察を呼んでもパトカー等の交通手段が少ないこともあり、こないことが多々ある。

●その他特殊取締

売春禁止法はないが、性犯罪に対する取り締まりは厳格。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民はプライドが高いので、プライドを傷つけないよう言動に注意する必要がある。宗教は国民の27.5%がキリスト教、38.7%がイスラム教、17%が伝統的信仰、その他16.8%となっている。

安全のためのひとくちアドバイス

アビジャン市内の特定地域（トレシュビル、アジャメ等）では、強盗、ひったくり等の被害が出ているので、ホテル、観光の場所および時間の選定には注意すること。なお、強盗、ひったくりに襲われた際は、抵抗すると身体に危害が及ぶおそれがある。万一被害にあった際には、ただちに大使館へ連絡すること。また、身分証明書は常に携帯するとともに、最寄りの警察に被害届を出す必要がある。

車の中（特に外から見えるところ）にバッグ等の物を置いたまま、車から離れないこと。車のドアまたは窓を壊され、物を盗まれるおそれが大きい。

路上等に駐車する場合、子供等が車の番を申し出ることが多い。番をしてもらった場合は、帰ってきてからチップ（50CFAフランまたは100CFAフラン）を払うことがほぼ習慣化している。なお、車の番を頼まないと、車にイタズラ等をされるおそれがあるので要注意。

健康上の留意事項

暑さと湿度の関係で体力は激しく消耗するので、無理な日程は避けたほうがよい。飲料水は、コートジボワールで売られているミネラル・ウォーター（AWA）を飲んだほうが安全。最近、在留日本人が肝炎およびマラリアに多くかかっているため、肝炎の予防注射およびマラリア予防薬の服用を行うことが必要。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.170

〈消防〉 Tel.180

〈病院〉

Polyclinique International Sainte Anne-Marie

Tel.445132

（ただし、私立病院であるので費用は高い。特に入院の際は内科系30万CFAフラン、外科系50万CFAフラン、集中治療室100万CFAフランの保証金を預ける必要がある。クレジットカード、VISA、アメリカン・エクスプレス（AMEX）を所持している場合は保証金は必要ない）。

緊急時の言葉

「助けて」 = オ・スクール  
「警察を」 = ポリス  
「泥棒」 = ヴォルール  
「救急車を」 = アンビュランス

在外公館アドレス

●大使館

在象牙海岸大使館 (コートジボワール)

Ambassade du Japon, Immeuble Alpha 2000,  
Tour A 1 8 eme etage, Avenue Chardy, Abidjan,  
Cote d'Ivoire (01 B.P.1329 Abidjan 01)  
Tel.21-28-63,21-30-43,22-17-90

コートジボワール「防犯の手引き」  
防犯の手引き

平成4年10月1日  
在象牙海岸共和国日本国大使館

はじめに

象牙海岸は、かつて「象牙の奇跡」とまで言われた経済発展を遂げ、治安面でも安全な国としての印象を持たれていました。

しかし、近年の恒常的な経済不況と相俟って、治安は急激に悪化し、現在、経済の中心地アビジャンは、凶悪事件が日常茶飯事のごとく発生し、多くの外国人もその被害の対象となっているのが現実です。

犯罪の被害に遭わず、安全で快適な生活を送るための大原則は、〈危ない所には近づかない〉ことですが、そのためには邦人一人一人が、当地の現状を正確に把握して、常に安全に対する意識を以って、知恵と不断の努力で自らの安全を確保していかなければなりません。

本書では、アビジャンを中心とした犯罪の傾向とその対策についてまとめてみました。皆様にとってはすでに常識的なことばかりと思いますが、皆様御自身の「安全対策」の見直しの一助となれば幸いです。

1. 犯罪の特徴と傾向

最近入手した象牙海岸共和国保安省刑事局発表のアビジャン及びその周辺部の犯罪統計によれば、全暴力犯罪中にしめる割合は、

強盗事件	75%
殺人事件	15%
その他	10%

となっています。

窃盗については、統計上少なく、新聞にも報道されず、正確には、どの程度発生しているかは把握できませんが、実際は、件数的には全体の犯罪の大多数をしめていることは、世界共通の常識で当国の窃盗犯罪発生状況も相当数に及んでいるものと思われ、ひったくり、スリ、置き引きなどの被害もよく耳にします。

その他の犯罪として、特に邦人が注意を要するのは、詐欺と横領罪です。邦人企業を狙った寸借詐欺が実際に発生していますし、現地職員による横領等にも十分注意が必要です。

また性犯罪については、邦人の被害はなく、届出も僅かですが、事件の性質上表に出ない面が多く、正確には掴めませんが、エイズ患者の多い地域だけに十分注意する必要があります。

(1) 罪種別・手口別分類

アビジャンで発生している犯罪でもっとも目立つのは、上記統計でもお分かりのように、やはり強盗です。

それも、いわゆる「HOLD-UP」といわれる持凶器強盗で、内戦が続く近隣諸国から流入した拳銃、中にはマシンガンを携えて金品を強奪する犯罪が多発しています。

多くは、目的を達成すれば、危害は加えず逃げてしまうようですが、昨年発生したイタリア大使殺害事件のように時として、抵抗したりすると殺人にまで発展するケースもあります。

各種犯罪の中で発生の多い主な手口について分類すると以下のとおりとなります。

## ア. 強盗

全体に共通する手口は、拳銃・ナイフ等の凶器を使用し、複数による犯行という点です。

### (1)押し込み強盗

夜間、休日等に住宅を狙い、塀を乗り越えたり、警備員を凶器で制圧したり、あるいは帰宅途中を車で尾行し、門などが開いた隙に一緒に敷地内に侵入して、金品を強奪するもので、高級住宅街の一戸建の被害が大半を占めています。

### (2)自動車を狙った強盗

夕方から深夜にかけ、人通りの少ない場所で発生。

信号待ちの車や乗降時を狙い、車や金品を強奪するもので、警察等の検問や通行人を装い車を止めるケースもあります。

中には、通行車輛の少ない道路で、通行中の車を追い越さず拳銃を発射しタイヤをパンクさせ、停車させる悪質なものもみられます。

### (3)通行人を狙った強盗

人通りの少ない場所で通行人を取り囲み、凶器で脅し金品を強奪するもので、昼間・夜間を問わず発生しています。

### (4)商店、レストラン等を狙った強盗

売上金や客の所持金目当てに商店、レストラン等の開店時間中押し入る強盗でイタリア大使殺害もこの種のものです。

### (5)タクシー強盗

売上金や客の所持金品を目的にタクシーを狙う強盗で、夜間から未明にかけての幹線道路や昼間の人通りの少ない場所で発生しています。

## イ. 窃盗

### (1)ひったくり

すれ違いざまに、通行人のバックなどの所持品を奪い取るもので、混雑するマルシェ（市場）や繁華街の道路で発生しています。

### (2)スリ

空港、マルシェ、バスの中などの人込みでバックの中身やポケット内の財布をスリ抜くもので、数人でグルになり、一方が何らかの注意を向けさせ、その間に他方がスリ取る集団スリの手口が多くみられます。

### (3)置き引き

空港、ホテル、レストラン、スーパーマルシェ等で荷物からちょっと目を離した隙に盗み取られています。

### (4)自動車盗

駐車中の自動車を盗むもので、買物などのために僅かな時間、キーを付けたまま駐車している隙に盗まれるケースがあります。

### (5)車上狙い

自動車の中にある金品を盗むもので、駐車中の自動車の窓ガラスを割ったりドアをこじ開け盗むものが多いが、中には、信号待ちで停車中の自動車に物売りや物ごいを装って近付き、開け放した窓から手を入れて盗むケースもあります。

## ウ. 詐欺

詐欺の手口は多種多様ですが、ここでは、実際に邦人を対象として発生した寸借詐欺の手口を紹介しておきます。

ナイジェリア人を自称する若い男が、邦人企業の事務所を訪問し（ホテルで出張者に声をかけたケースもある）、「私は、リベリアから逃げてきたが、ここまで来て所持金が全てなくなり困っている。自分の父親は貴方の会社の代理店に勤めているところから日本大使館に行き、〇〇さんに相談したところ貴方の所に行くよう紹介された。父親は貴方の会社の代理店に勤めているので、帰ったら必ず返すからナイジェリアまで帰る資金（ガソリ

ン代)を貸してほしい。」などと嘘言を用いて2~3万CFAの借金を泣き付く手口です。

### (2) 地域・時間帯別分類

アビジャンにおける犯罪発生状況を地域的にみると、やはり、繁華街のトレッシュビル、アボボ、アジャメ、マルコリー、クマシといった現地人居住地区での発生が多いようですが、(強盗団が警察によって射殺されたという記事が載っていることが多いのもこの地域)夜間住宅を狙った押し込み強盗や自動車を対象とした強盗などの罪種によっては、高級住宅地で外国人が多く居住するココディ、ドウプラトゥ、リビエラや工業地帯のヨブゴン等での発生が最近目立っています。

また最近、バンコクの森の奥には、強盗団や警察から指名手配された凶悪犯などが逃げ込み隠れ家としているという噂もあり、この周辺道路で高級車を狙った強盗も発生しています。

時間帯別では、犯罪の態様により、一概には言えませんが、自動車を対象とした強盗や通行人を狙った強盗は午後の時間帯から深夜にかけて、押し込み強盗は深夜から未明にかけて最も多く発生しています。

### (3) 在留邦人の被害状況

当地在留邦人の被害は比較的少ないものの、それでも過去7年間で、12件発生しています。

主なものを挙げると、

1992年 4月	強盗	(トレッシュビル)	夕刻、歩行中
1991年 3月	強盗	(アジャメ)	夕刻、一人歩き
" 9月	自動車強盗	(ドウプラトゥ)	昼間、レストラン前で
1990年12月	空き巣	(プラトゥ)	
1月	ひったくり	(アビジャン空港)	
1989年 1月	強盗	(プラトゥ)	夜間の一人歩き
1988年12月	強盗	(トレッシュビル)	夜間の一人歩き
1987年11月	ひったくり	(プラトゥ)	
" 2月	強盗	(ココディ)	レストランで食事中
1986年 9月	強盗	(アジャメ)	一人歩き

であります。

## 2. 防犯対策

犯罪や事故に遭遇した場合、「運が悪かった。」と片付けてしまえばそれまでですが、果たして運だけの問題でしょうか。

場合によっては、取り返しの付かない結果ともなりかねないのですから、運だけで片付けてしまう訳にはいきません。

多くの犯罪や事故の原因を分析すると、多かれ少なかれ被害者側に原因の一端がある場合も多く、また被害者側に原因がなくても、ほんの少しの警戒心や注意力が働いていれば被害を未然に防ぐことができたケースが大半です。

ここでは、前に申し上げたアビジャンで発生した犯罪を中心に被害に遭わないための基本的な対策を挙げてみました。

どれも常識的なことではありますが、もう一度原点に戻りチェックされるのにお役に立てれば幸いです。

### (1) 基本的な心構え

当地在留邦人の安全確保は、象牙海岸政府が第一義的に責任を負っています。

当地で邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、大使館は邦人保護の観点から必要な援助

措置を採ることとなりますが、事件・事故の処理は捜査を含めて当国の主権の下に、当国政府の責任で処理されます。

海外で直面する様々な危険から身を守り、安全な生活を送るためには、自分の身の廻りに安全な環境を自らの努力で確保することが重要です。自分の身の廻りに注意を払うことは海外生活の根本といえますが、何に重点を置けば良いかと言うことは日本で生活に慣れてしまっていると気がつき難いものです。

従いまして、皆様方御自身が常日頃から「ここは日本ではない。」という認識の下で、安全対策に関する問題意識を持つとともに、当地在留に伴う相応の自助努力が必要となります。

その基本的な事項としてまず挙げられるのは、以下のとおりです。

#### ア 安全対策の基本的な心構え

・何よりも自分と家族の安全は自分たち全員で守るとの心構えが基本（家族全員の安全意識の高揚）

・「予防」こそ最良の危機管理。そのための努力を惜しまない。

・悲観的に準備し、楽観的に行動する。

・海外での行動の3原則は、「目立たないこと」、「行動のパターン化を避けること」、「用心を怠らないこと」であり、現地の文化・風俗や価値観を十分に考慮した上で行動しなければならない。

・住居の安全対策が生活面での安全対策の基盤。

・現地社会に早く溶け込む。治安情勢などに関する様々な情報が得られるようなネットワーク作りを心掛ける。

・精神衛生と健康管理に留意する。

#### イ 現地人（社会）との相互理解

まず、当国の歴史・風俗・文化・習慣・国民性・地域感情などを正しく理解することが必要です。

その上で、現地の人間の反感を買うような言動は慎むべきです。

具体的には、政治的・民族的・宗教的な話題はなるべく避けたほうが良いでしょう。

一方、当国において日本や日本人を正しく理解して貰うことも極めて重要です。

在留邦人の皆様一人一人が、日本の良き広報マンとして、常に良識ある外国人であり、現地人、現地社会と良好な関係を保持することが大切です。

ただし、毅然とした態度で接することを忘れずに、NOと言うことははっきりNOと言うことが大切と思われまます。

#### ウ 安全に関する情報収集

安全のための情報収集は、海外生活で欠かすことのできないトラブル防止策です。

日頃から新聞・テレビ・ラジオのニュースに最低限の関心を払う必要があります。

#### エ. 緊急時の連絡先・連絡方法の把握

大使館・警察・消防・病院・会社関係・信頼できる知人等の連絡先及び連絡方法を確実に把握しておく必要があります。

#### (2) 具体的安全対策

それでは、被害に遭わないための具体的対策について順次述べていきますが、勿論ここで述べた対策が完全なものである訳ではありません。

安全対策はケースバイケースであり、「これが絶対」と言い切れるものではありませんが、皆様にはここに述べたことを「最大公約数」として捉えていただき、御自身のケースに置き換え、「より安全」を心掛けていただきたいと思います。

#### ア 住居の安全対策



(1)住居を選ぶ場合は、立地条件と安全対策の立て易さをポイントに。

夜間でも明るくある程度の人通りがあり、周囲から見通しのきく場所がベスト。閑静な高級住宅地で夜間暗く、見通しの悪い一戸建は狙われやすい。また、家の構造や近隣との位置関係を検討し、安全対策を立て易い住居を選ぶのが良い。

賊の侵入を防ぐとの意味では、集合住宅の方が独立家屋よりは防御性が一般に高く、隣人の援助が得られ易いので安全対策も比較的安価で済む。

(2)構造上可能な防犯設備強化は積極的に

ア)住居の敷地境界線、イ)建物外周、ウ)建物内部の3カ所に物理的・段階的な防御線を設け(3つの防衛線による住居の安全対策)、これらに人的・物的両面から必要な対策をとり、外部からの侵入などの住居に対する各種危険から防護するという考え方が極めて効果的。

(第一次防衛線)

外周の防衛線で、独立家屋の場合には敷地境界線、集合住宅の場合には共通の出入口(玄関ロビー外側の扉)。

(第二次防衛線)

内周の防衛線で、独立家屋の場合は住宅建物地域(建物エリア)の外周を構成する線、集合住宅の場合には住宅部分の外周を構成する防衛線。

(第三次防衛線)

内周の防衛線で、独立家屋、集合住宅いずれの場合も第二次防衛線内に設けた避難区域(通常主寝室)に設定する防衛線。

具体的には、門扉・塀の忍び返し、門扉内側の鍵、防犯灯、玄関通用口及び窓の鍵(ダブルロックは原則)、チェーン錠、玄関扉の覗きスコープ、窓の鉄格子、警報装置(家の外に聞こえる非常ベル)番犬等家の状況に応じた防犯設備の強化は積極的に。また、家の中に鍵のかかる避難室を作ることも大切。

(3)鍵の管理は厳重に。

入居時には全ての鍵を替えるのが原則。鍵は家族の決まった人にだけ持たせ、使用人等には持たせない。

鍵を紛失した場合はすぐに取り替える。

(4)使用人選びは慎重に

ボーイ・メイド・ヌーヌー・警備員・運転手など使用人を雇う場合は、身元の確実な信用できる者を選ぶとともに、雇入れ時(試用期間を含む)には身分証明書のコピーを取っておく。

(5)警備員を過信しない

警備会社は信用できる会社と契約し、専従警備員の他に巡回もさせるようにする。専従警備員には、常に緊張感を持たせるよう時々警備上のポイントを具体的に指示し、単なる門番にさせないようにする。

アパートの場合で警備員が怠慢なときは、遠慮なく、大家に申し入れをし、警備員を交替してもらうべきである。

しかし、どんな優秀な警備員でもいざという時に役に立つとは限らないので、警備員を過信せず防犯上のポイントは常に自分でチェックすることを心掛ける。

(6)外出時、すぐに留守と分かるようにしない。

外出する時、ドアに伝言を張り付けるなどすぐに留守と分かるようなことはしない。

(7)来訪者に対して不用意にドアを開けない。

来訪者に対しては、身分や要件をよく確認して納得してからドアを開ける。

場合によっては、ドア越しやチェーン錠を活用して話をする。その際、拳銃などの所持を警戒し位置に注意する。

また、依頼した業者などでも一人の時は絶対に家の中に入れない。

使用人にもこのことを徹底させる。

(8)貴重品や現金は分散して保管する。

万一の場合に備えて、被害を最小限度にする目的から貴重品や現金は分散して保管しておく。

また、強盗から命を守るための最低保証として、その内のある程度の現金（現地人の給料の1～2カ月分）をすぐ出せる場所に2～3カ所に分けて置いておくのも一案。

(9) 常に我が家の防犯チェックを

\* 塀や建物の外周に荷物や椅子など乗り越えられたり侵入される危険性のある物（足場となるような物）はないか。

\* 門扉は常に内側から施錠されているか。

\* 外出の際、きちんと戸締まりをしたか。

\* 非常ベルや防犯灯などの防犯設備が故障していないか。

\* 家の中や周囲の様子をうかがっている不審な者はいないか。

など常に基本的な防犯チェックを怠らない。

#### イ. 外出時の安全対策

(1) 危ない所には近づかない。

トレッシュビル、マルコリー、アジャメ、アボボなどの犯罪発生の多い地区には極力近づかないようにし、事件事故の現場、デモなど興奮した群衆の集まっている場所には絶対に近づかない。

(2) 夜間の外出は必要最小限度に。

夜間の外出は、必要以外の時を除いて、できるだけ差し控えるよう心掛ける。

(3) 夜間のひとり歩きは絶対にしない。

やむを得ず夜間外出する場合でも絶対にひとり歩きはしない。邦人の強盗被害はほとんどひとり歩き中のもの。近い所でも油断せず、自動車ですべて送ってもらう。

(4) 人通りの少ない道は避ける。

昼間でも人通りの少ない道は避ける。例え遠回りでも人通りの多い明るい道を選ぶ。

(5) 外出時はTPOを考えた服装を。

外出時は、場所・場合・状況を考え、必要もないのに派手な服装を身につけたり、一見して高価なアクセサリは控える。

(6) 貴重品や多額の現金は持ち歩かない。

強盗やひったくりに取られて困るような現金は持ち歩かない。

現金は、万一襲われても、自分の身を守るために惜しげなく出せる程度で、しかも2～3箇所に分散して所持しておくが良い。

(7) バックは抱えて持つ。

ひったくりやスリの被害に遭わないよう、男性、女性を問わずハンドバックやショルダーバックはしっかり抱えるようにして持つ。

また、歩行中バック類や荷物は車道側に持たないよう注意する。

(8) 荷物からは目を離さない。

買物中や空港などで荷物を椅子や床に置くときはかならず手や足で押さえるようにして、絶対身体から離さず目も離さない。

(9) 物売りやタカリの子供たちに注意。

道を歩いている、物売りやタカリの子供たちが寄ってきたときは気をつける。グルになって一方が注意を引いている隙に所持品をひったくったりスリ取ることもある。相手にせず遠回りして避けるのが賢明。

(10) 時々後を振り返る。

後をつけられていないか常に警戒する。もし、後をつけていると思われる者がいたときは、すぐに人通りの多い所や店の中に入り込んでやり過ごす。

#### ウ. 自動車使用の安全対策

(1) 点検整備を確実に

事故・故障・ガス欠等による立ち往生は大変危険。

点検整備・ガソリンの補給は、常に確実に実施する。

(2)免許証、身分証明書などの証書は忘れずに。

自動車で外出するときは、免許証・車検証・自動車保険証・カルト・ド・セジュールを忘れずに携帯する。

警察官に提示を求められ、持っていないとトラブルの元になる。

(3)乗降の際には周囲を良く確認。

自動車に乗り降りするときは、例え自分の家の駐車場であっても、不審者や不審物がなにか、周囲を良く確認する。特に、路上での乗降時、帰宅時の降車時は要注意。

(4)人気のない所での駐車や乗降は避ける。

路上駐車は極力避け、止むを得ず駐車するときは、人通りのある明るい場所を選ぶ。路上駐車の際は、ケースバイケースによるが、街中のガルドボーイを利用するのも一案。

(5)自動車に乗車したら、ドアロックを確実にする習慣を。

外からドアを開けられることのないよう必ずドアロックをし、街中や信号待ちの時は窓も閉めておく。

(6)見知らぬ人に停車を求められても絶対に止まらない。

強盗は、ヒッチハイカー、物売り、事故・故障車、警察の検問などを装って自動車を停めるので、むやみに停車しない。警察の検問らしきものに遭遇した場合、近くで徐行して本物かどうかよく確かめ、不審な場合は速度を上げて逃げる。

(7)信号等で停車中、不審な者に注意。

信号待ちで停まるときは、前の車から車一台分程度の間隔を開け、ギアはローに入れたままにし、すぐに発進して逃げられるようにしておく。

夜間は、遠めで信号が赤色であれば、スピードを落としてゆっくり走り、信号で停まらなくてすむような運転をする。

(8)自動車の中に荷物を残さない。

自動車内には自宅駐車場であろうと貴重品はもちろんシートやダッシュボードの上など、目に着く所に荷物を置かない。がらくたでも貴重品に見える可能性があるので下車する際は車内に荷物を残さない。

(9)常に安全運転に心掛ける。

交通事故が思わぬ犯罪に発展することもあり、怪我をした場合輸血という危険性もある。

スピードは控えめに常に安全運転に心掛ける。

エ. 万が一の場合

(1)余裕があれば「逃げる・隠れる・助けを呼ぶ」

賊が侵入したような場合、まだ少しでも余裕がある時には状況に応じて逃げるか安全な場所に隠れるとともに助けを呼ぶ。

警察にはできるだけ早く通報するほうが良いが、警察が到着するまでに相当時間が掛かるのが現実。日頃から近隣と良好な関係を保持し、いざというときは非常ベルなどで知らせ、近所の警備員に駆け付けてもらうような協力体制を作っておく。

(2)凶器を出されたら抵抗しない。

拳銃や刃物を出されて脅されたり、犯人が複数の時は、絶対に抵抗しない。どんなに腕に覚えがあっても勝ち目は薄い。命を落としたり怪我をしてまで守らなくてはならないようなものは家に置いたり、持ち歩いたりしない。また、襲われた場合、借しげなく出せ、賊も納得する程度の現金を常に用意しておくのも一つの方策。

### 3. 緊急連絡先リスト

\*日本国大使館関係

大使館

21-28-63

21-30-43

大使公邸

44-20-13

参事官宅 (夜間)	44-22-51	
領事宅 (夜間)	21-58-56	
*その他		
警察	170	
消防	180	
病院 (ホリクリニック)	44-51-32	
SEGES (ガードマン会社)	42-03-86	42-59-26

おわりに

「日本人はとにかく安全と水はタダだと思っている。」とよく言われますが、当地に在留してお気付きのように、ここでは水も安全もタダでは手に入りません。治安が急激に悪化している当地では安全で快適な生活を送るためには相当の自助努力が必要です。前にも述べましたが、安全に絶対ということはありません。しかし、常に安全に対する意識を持ち、基本原則を踏まえ、ご自分の知恵と不断の努力で「より安全」を心掛けることにより少なくとも犯罪や事故に遭う確率は激減するものと確信します。

邦人一人一人のご努力により、当地での邦人社会の被害が皆無となることを心より祈念いたします。

コートジボワール「緊急事態対策」  
コートジボワール

万一の場合に備えて  
(緊急事態対処要領)

## 在象牙海岸共和国日本国大使館

### 第1部 緊急事態対処要領

ここ数年の海外旅行者及び海外駐在者の増加に伴い、ハイジャック、クーデター等の緊急事態に邦人が巻き込まれる事例も多いところ今般当地における緊急事態の際の日本人心得を作成しました。この心得は暴力、内乱、戦争、地震などの緊急事態発生に対処する一応の基準を示すものです。各自熟読の上平素より心の準備をし、緊急時に落ち着いて対処できるよう心がけて下さい。

### 第1章 平素の心構え及び準備

1. 旅券、及びイエローカードは家族全員のものを保管しておき何時でもすぐ持ち出せるようにしておくこと。(緊急移動に備え、最小限度のものは1つのスーツケースにまとめておく)。尚、大使館との相互連絡のための在留届提出(三か月以上滞在される方は義務付けられています)及び帰国住所変更の届け出の履行に務めること。

2. 食糧及び金銭の用意  
少なくとも2週間位生活出来る程度の食糧及び金銭(現金)を常時用意しておく。

3. その他の携行品の用意  
移動を必要とする場合に備えて最小限度次のようなものを平素から用意しておくこと。

\*衣類等

(1)衣類(行動に便利で寒暑に充分堪えることができ、かつ殊更に人目をひくような華美なものでないこと。)

(2)履物(行動に便利で頑丈なもの)

(3)着替え

(4)手袋(軍手の類)

\*食料品等

米、調味料、缶詰その他の保存食品等

\*その他の携行品

緊急薬品、トランジスターラジオ、懐中電灯、ライター及びマッチ、ナイフ、水筒、洗面具、タオル、鼻紙、毛布等

4. 自動車の整備等

(1)自動車は常時整備しておくこと。

(2)燃料等は充分に入れておくこと。

(3)自動車を持っていない人は平素から自動車を持っている同僚及び近所の邦人と連絡をとり、必要な場合には同乗出来るようにしておくこと。

### 第2章 緊急時の心構え及びとるべき措置

## 緊急時の心構え

1. 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には大使館は邦人保護の万全を期するため、日本人会と緊密な連絡をとりつつ、所用の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、これらを別に定める連絡網により邦人各位に随時通報するよう最大限の努力をしますので平静を保ち、流言飛語に惑わされたり群衆心理にまき込まれることのないように注意すること

## 2. 情勢の把握

邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ、テレビの聴取、大使館又は日本人会への問い合わせ（出来るだけ連絡網によること）等により正確な情勢の把握に務めること。

尚、短波放送によりラジオ、ジャパン、BBC等外国放送を聴取することは重要。

## 3. 大使館への通報等

(1) 現場の状況のうち通報する必要があると認めたものは随時大使館（又は日本人会）へ通報して下さい。

(2) 自己又は他の邦人の生命、身体、財産に危害が及び又は及ぶおそれがある場合は当国警察に通報し救護を求める等適切な措置をとるとともに迅速かつ詳細に状況を大使館に通報すること。

## 4. 避難等

(1) 緊急事態が発生した場合情勢によっては自宅に居残り門を閉ざしている方が安全であることも有り得るので軽挙妄動は慎むこと。（又、親密な当国人宅に避難することが安全であることも有り得るので平素より当国人との間に親密な人間関係を作っておくよう務めること。）

(2) 大使館から退去あるいは引き上げ勧告があった場合はこれに従ってなるべく早く退避、引き揚げを行う。この場合一般商業機が運航されているうちはこれによること。

(3) 事態が逼迫して、大使館より引き揚げ又は退避のための集結を指示された場合は、第一章に掲げた準備を完了した後、次の集結場所のうち最寄りの場所に集結すること。

ア. 大使館事務所（プラトー地区）

イ. 大使公邸（ココディー地区）

ウ. JETRO事務所（プラトー地区）

(4) 引き揚げ又は避難のための行動に際し、国旗（日の丸）を利用しようとする場合には出来るだけ大使館の指示をうけること。

## 5. 事前引き揚げ

各自又は派遣元の会社等の判断により逐次本邦及び欧州各国へ引き揚げることは差し支えないが、その場合にはその旨大使館へ通報すること。

## 第2部 強窃盗に対する対処

当国においては近隣国のナイジェリア、リベリア等のように邦人が日常頻繁に強窃盗にあうというような治安状況下ではありませんが、右に対応する態勢を備えておくことが必要であるので強窃盗等の犯罪事件への対処要領を作成しました。右要領を踏まえ、常日頃より充分注意するとともに被害に遭われた際は速やかに警察署、及び大使館に通報して下さい。

## 1. 個人住居における対策

(1) 住居選定に際しての留意事項

ア. 実際に邦人が多数住んでいる場所が安全であり、いざという連絡に便利である。

- イ. 独立家屋（ヴィラ）よりアパートの方が安全な場合が多い。
- ウ. 出入りに際しては門番等が24時間警戒しているか、外部の者が容易に侵入出来る構造かどうか要確認。
- エ. 玄関ドアには二重三重の施錠及び覗き窓ドアチェーンの設置は必要である。
- オ. 家屋周辺の木立及び藪等はできるだけ伐採し、見通しを良くしておくこと。
- カ. 夜間における住居内外の適当な照明は屋内侵入を困難とさせる。
- (2) 自己所有の鍵の点検
  - ア. 自宅及びオフィスの鍵は絶対に失くすことの無いよう常にチェックすること。
  - イ. 万一鍵を無くした場合は直ちに新しいものとりかえる。（スペアキーは頼りにしてはならない。）
  - ウ. 鍵穴等に異常を察したら速やかに取り替えること。
  - エ. 出入り口のドアは常時施錠し、就寝前の施錠の有無点検を励行すること。
- (3) 非常警報装置の設置
  - 状況が許す限り非常警報装置を設置し、門番、隣家等に了解を取り付ける事。
- (4) 使用人雇用に際しては充分信頼のおける人物の紹介によること。（使用人の身内、知り合い等といっても容易に信用しないこと。）
- (5) 使用人に対する保安要項の徹底
- (6) 出入り商人の自宅内の出入り禁止。
- (7) 職人、工事人等の工事の際には絶対に一人にさせることなく家人が立ち会うこと。
- (8) 現地人との日常の応対に当たっては、先方を刺激することのないよう穏当な態度で臨むこと。
- (9) 見せ金の準備
  - ア. 不幸にして賊に侵入された場合多額の所持金とは別に一定額を鍵のかからない場所に準備しておくのも一案です。
  - イ. 賊も侵入するに際しては相当興奮しており、下手な抵抗は被害を大きくする可能性がある。なるべく目を合わせないようにすることも良い。（顔を見られた事により身体的危害を加えることもある。）
- 2. 外出時及び車使用の際の対策
  - (1) 日没以後は出来るだけ外出を避ける。
  - (2) 関係者以外に不在であることを公表しないこと。
  - (3) 道路巾の狭小な又は人通りの少ない道路は避け可能な限り中央線を走行すること。
  - (4) 他人の要請にもとづく乗用車の停止及び乗車の禁止（ヒッチハイク等）、又はその旨を運転手に徹底させること。
  - (5) 窓ガラスは1cm以上開放しないこと。ドアのロックは必ずすること。
  - (6) 駐車は施錠しうるガレージ内、若しくは門番のいる駐車場に駐車すること。住居前の道路への安易な駐車は慎むこと。
  - (7) 車の乗降の際の注意
    - 走行中よりも乗り降りの際の方が危険であり、不審な車や人物が周囲にいないか注意すること。
  - (8) タクシーを利用する際はオレンジカラーのライセンスのあるタクシーを利用し、「ナンバー」（下のケタの数字）を確認すること。
  - (9) 空港で「タクシー」と呼びかけてくる者の中には白タクもいるので一切取り合わず、又多少高くなっても相乗りはことわること。（特に夜間時）
  - (10) 自動車内には自宅駐車場であろうと貴重品はもちろん、がらくた（現地人には貴重品にみえる）でも下車する際には車内に残さぬこと。
  - (11) 街中で下車する際に「車を見ている」と寄ってくる者（主に少年）がいる。ケースバイケースによるがこれを利用するのも一案。（チップは50 100cfa くらい。）
  - (12) 運転をする場合は上手下手を問わず細心の注意を払い、交通法規にのっとり安全運転を心がけること。

(13) 街中やホテル、レストラン等にて支払いのため財布を開ける際は他人に見えぬようにする。一般に邦人は多額の現金を持ち歩く習慣があり、盗人でなくともそれを自分の手にしたいとの意志を働かせてしまうものである。



## ソマリア【安全の基礎】

ソマリア民主共和国

Somali Democratic Republic

(注) 1994年1月15日現在、ソマリアには観光自粛勧告および在留日本人への国外退避勧告が発出されている。

入国はきわめて困難かつ危険。なお、参考までに1989年時点でのデータを掲載する。

### 出入国時の留意事項

#### ●査証

陸路で入国するときは、査証取得時に、日本大使館からのレター（旅券添え状）を要求されることもある。

#### ●外貨申告

外貨交換証明書を提示しないと、ホテルでソマリア・シリングでの宿泊代支払いは拒否される。

#### ●通関

入国時1人100米ドルをソマリアシリングに換金することが義務づけられている。

空港内の諸施設は未整備のところが多く、通関等の手続きも非常に繁雑である。空港内で通関をエージェントに依頼すると、諸手続きはスムーズに終わり便利であるが、不当な手数料を要求されることがある。

### 滞在時の留意事項

#### ●滞在届

3カ月以上の長期滞在者は、出入国管理事務所に申告する必要がある。

#### ●旅行制限

ガソリンは配給制のため、自家用車で行動するのは困難。タクシー、バス等は利用できるが、地方への旅行は無理。

#### ●写真撮影の制限

軍事施設、空港および大統領公邸は避けたほうがよい。

### 各種取締法規に関する留意事項

#### ●麻薬

所持、持ち込みは禁止されている。

#### ●治安維持

イスラム教の戒律が厳しいため、治安は比較的良い。

### 安全のためのひとくちアドバイス

空港での荷物管理が悪いため、預けた荷物が飛行機に積み込まれるかどうか、よくチェックする必要がある。

### 健康上の留意事項

コレラ、黄熱病の予防接種が必要である。マラリアは全土に流行し、クロロキン耐性があるので、予防薬を飲むときには、専門医に相談する必要がある。時々、コレラが発生し、肝炎の流行も見られるので、生水、生野菜等の飲食は避けるべきである。

医療設備が乏しく、医薬品も不足しているので、発病または負傷したときはヨーロッパに移送する。

緊急時の連絡先

(非常用) Tel.999 (警察, 消防, 救急サービス共通)

緊急時の言葉

「泥棒」 = トック

「助けて」 = イゲルゲ

「警察」 = ボリスカ

「救急車」 = アンピランセ

「パトカー」 = バブルカ・ボリスカ

「警察を呼んでくれ」 = イグ・イエーボリスカ

在外公館アドレス

●兼轄公館

在ケニア大使館

タンザニア【安全の基礎】

ID: KAN00010

登録日付: 94/04/13

属性: テキスト

バイト: 5972

参照: 2

タンザニア【安全の基礎】

タンザニア連合共和国

United Republic of Tanzania

出入国時の留意事項

●査証

タンザニアへ入国しようとする人は必ず、タンザニアの査証を取らなければならない。査証は、東京の在日タンザニア大使館または第三国のタンザニア公館で取得できる。

タンザニアの査証は、外交、公用、一般の3種に分類され、それぞれが一次、数次、通過の各査証に分かれる。有効期間は一次査証 (Single VISA) の場合3カ月、数次査証 (Multiple VISA) は最大1年の範囲で申請に基づき、発給の際に決定される。通過査証 (Transit VISA) は最大14日である。

入国に際してはVisitor's PASSが付与される。これが滞在期間を示すもので、本人の申告および入国管理官の判断により、最大6カ月が認められるが、通常は1カ月である。駐在等による長期滞在者はこの間に、在留許可 (Resident Permit) および再入国許可 (Reentry VISA) を取得することになる。

期限切れ後の在留は、レジデントにのみ1カ月の猶予期間 (Grace period) が認められる。

旅行者等の短期滞在者の在留期間延長は、滞在期間限度内で可能と言われているが、実際はケースバイケースのようで、いったん出国して査証を取り直す場合が多い。

●出入国審査

有効な旅券、査証、イエローカード (黄熱病の予防注射を受けた証明) が必要。イエローカードを持たずに入国しようとする、空港でさんざん待たされたあげくに予防注射をうたれる場合があるが、使い捨ての注射器が不足していることもあって、衛生上心配が残る。

また、服装の極端に奇異な人やヒッピー風の人、入国審査でもめることが多い。

出国審査は、所持品検査が厳しいほかは比較的簡単である。

ザンジバルでは、国内にもかかわらず出入国審査があるため、旅行時には旅券が必要。

タンザニアから空路出国するときは、20米ドルまたは相当額の外貨が出国税として徴収される (タンザニア・シリング払いは認められない)。支払いは現金でのみ認められており、カード、トラベラーズ・チェックでの支払いは認められない。

●外貨申告

なし。ただし、タンザニア通貨の国外持ち出しは2000タンザニアシリングまでである。

●通関

割合に早く終わる場合と徹底的に調べる場合とがある。

滞在時の留意事項

●滞在届

入国時に入国カードを提出することになっているが、長期にわたり滞在する人は、在留

許可の取得が必要。

日本のような「外国人登録」は必要ない。

#### ●旅行制限

現在のところ、政治その他の事情による公式の旅行制限はない。タンザニア国内はどこでもオープン、と言いたいところであるが、実際問題として交通が未発達なために、行きたくても行けないところが多い。報道関係者の取材については、制限が別途設けられている。

#### ●写真撮影の制限

港湾、軍事上の施設、公共建築物、橋等の撮影は禁止。日本での感覚からすると、何だこんなものと思えるような駅、学校や病院まで撮影が禁止されているから注意すること。撮影前に土地の人に尋ねるぐらいの注意が肝要。また、人をテーマに撮るときは礼儀からいっても、きちんと断ってからにすること。特にマサイ族は写真を嫌い、怒って槍を投げつけた、という話もある。

#### 各種取締法規に関する留意事項

##### ●麻薬

現在のところ麻薬による犯罪・社会問題はまれにしか報道されていないが、麻薬取締法があり、もしこれらに違反した場合は処罰の対象になる。

留置所は、処遇環境ともにきわめて悪く、現地の人すら震え上がるほどである。

##### ●不法就労

就業に際しては就労許可の取得が必要であるが、失業率はきわめて高く、単純労働にさえ求職が求人を何十倍も上回るほどであるから、日本人がタンザニアで不法就労する余地はまったくない。仮に首尾よく現地の人に混じって不法就労したとしても、特別な技術がない限り、給料は日本の数十分の1から数百分の1である。

##### ●治安維持

犯罪が多く、経済的にどん底の状態にあると言われているにもかかわらず、政治的には比較的安定しており、一部の国のように、ある日突然爆弾が投げ込まれたり、弾丸が飛んでくるといった事態は当面予想されない。暴動、戦争の可能性も少ないと思われる。

##### ●その他特殊取締

タンザニアは従来象牙の買える数少ない国のひとつだったが、1986年12月1日から販売および輸出は禁止になっている。

また、売買の認められている動物の皮や角についても、信用のある店で確認し、証明書をもらい正規の手続きをしておかないと、出国時および日本入国時にとんだトラブルの元になる。

#### 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

一般に国民性は温和であると言われているが、外国人に対しては屈折した感情を抱いている面もある。しかしながら新興独立国民としての強い自負もあるので、大国意識を振り回したり、人々の生活や心理の内奥に安易に立ち入ったりすることは避けること。

#### 安全のためのひとくちアドバイス

経済状態の悪化のため、特に都市部の治安はきわめて悪いので、薄暮から夜間の一人歩きは避けること。昼夜を問わず、人けのない場所の婦人の一人歩きは最も危険。強盗、スリ、ひったくり、置き引きの類は日常茶飯でニュースにもならず、警察はほとんど期待できない。犯罪の手口も悪辣になり、蛮刀や銃器を振りかざすこともよくある。したがって

、一人歩きを避け、人込みへは貴重品を持っていかないようにすること。女性のピアスがひきちぎられた事例もある。

#### 健康上の留意事項

年間を通じ悪性のマラリアが流行している。マラリアは、ハマダラ蚊により媒介され、手当てが遅れると死に至ることもある。予防薬を服用するとともに、蚊に刺されないよう工夫が必要である。ハマダラ蚊は日没から日の出まで活動するため、夜間は特に注意が必要で、長袖のシャツ、長ズボンを着用し、蚊よけのスプレーを肌に吹きつけておくとよい。

蚊取線香は必需品で、効力および香りの点から日本製がよい。また、電気蚊取器については、停電が頻発していることから勧められない。そのほか、生ものに注意し、特に水はろ過したものをさらに煮沸してから飲まなければいけない。

なお、エイズについてはダルエスサラーム市内のいわゆる「水商売」の女性の半数以上はウィルスキャリアと推測されるので、節度ある行動が望まれる。

#### 緊急時の連絡先

(病院・救急車)

ムヒンビリ国立病院 Tel.26211

アガカーン病院 Tel.30081

市役所 Tel.23551

(警察)

ダルエスサラーム中央警察署 Tel.21266

オイスターベイ警察署 Tel.67322

セランダー橋警察署 Tel.29806

(火災) Tel.999

#### 緊急時の言葉

(スワヒリ語)

「泥棒」＝ムウィズイ (Mwizi)

「助けて」＝ニサイディーエ (Nisaidie)

「警察」＝ポリースイ (Polisi)

「病院」＝ホスピターリ (Hospitali)

#### 在外公館アドレス

●大使館

在タンザニア大使館

Embassy of Japan, P.O.Box 2577 (Plot No.1018,Upanga) Dar es Salaam,  
Tanzania

Tel.46356～9 (留守番電話: 37066)

(注意)

タンザニアは戸別配達郵便制度がないので、P.O.Box を書かないと手紙が届かない。

データ名：タンザニア「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/13

属性：テキスト

バイト：13092

参照：1

タンザニア「防犯の手引き」

安全な生活を送るために

1992.10.13  
在タンザニア日本国大使館

## 目次

### はじめに

1. 当地の脅威の実態
2. 安全対策
  - (1) 安全に対する基本的な心構え
  - (2) 住居選択のための心構え
  - (3) 毎日の生活
  - (4) 使用人
  - (5) 警備会社との契約
3. 侵入を受けた場合の処置
  - (1) 敷地内へ侵入された時
  - (2) 屋内に侵入された時
  - (3) 自室に侵入された時
  - (4) 留守中に侵入された時
  - (5) 警察の通報
4. 安全に対する留意事項
  - (1) 外出する場合
  - (2) 休暇等で留守にする場合
  - (3) 車両を運転する場合
  - (4) 誘拐
5. 安全対策連絡協議会について
6. 日本人会緊急無線網について
  - (1) 緊急連絡
  - (2) 大使館での常時待受け
  - (3) その他

### 付録——緊急連絡先

#### はじめに

広大なインド洋とアフリカ最高峰のキリマンジャロ山を望む、緑豊かな国タンザニアで活躍中の邦人の皆様には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて最近、世界各国の海外で活躍する日本人の増加に伴い、テロ・誘拐等から一般犯罪まで、いろいろな事件に巻き込まれる日本人の数が急増しています。

海外で直面する様々な危険から身を守り、安全な生活を送るためには、『自分の身は自分で守る』心構えが必要であり、『自らの努力で、自分の身の回りに安全な環境を確保する』ことが何よりも重要です。

しかしながら、日本の生活に長く慣れてしまった私たちにとって、安全に対する心構え、安全な環境作りというのは気がつきにくいものです。

そこで、タンザニアにおいては、今回どの様な点に注意を払ったら安全に生活できるか、生活の基盤ともいえる住居を中心に、留意点をまとめてみましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

## 1. 当地の脅威の実態

タンザニアは政治的には比較的安定しており、部族間の武力抗争や、政治的テロ活動はみられません。従って皆様の自宅に、ある日突然爆弾が投げ込まれたり、あるいは武力抗争の流れ弾が飛んでくるというたぐいの心配は今のところありません。

問題は一般犯罪で、なかでも家宅侵入が多く、治安は決して良くありません。

警察の発表した家宅侵入事件の統計数は、

1990年

ダルエスサラーム市内で6,317件(うち検挙,2,565件)

タンザニア全土で22,567件(うち検挙,2,789件)

1991年

ダルエスサラーム市内で3,563件(うち検挙,3,911件)

タンザニア全土で21,948件(うち検挙,3,563件)

となっています。一般に、発生件数に比し、検挙件数が極めて低いことから、当国の警察力が余りあてにできないことが分かります。他方、発生件数より検挙件数が多い統計もあり、統計の信頼性自体不明ですが、いずれにせよ警察に届けられていない実際の発生件数は、上記の統計よりはるかに多い可能性があります。いずれにせよ、私たち在外邦人の間だけでも、家宅侵入(又は未遂)の事件を頻りに耳にすることから考えると、当国の治安は相当悪いと考えるべきだと思われます。統計上は、年々その発生件数が減ってはいますが、タンザニア人とは段違いの収入を得ている在留外国人は、何につけ当国人の羨望的であり、安全な生活の維持には今後とも、細心の注意を払う必要があります。

## 2. 安全対策

さて、それでは次に安全に対する心構えや具体的なアイデアについて、これまでの記録や、長く当国に在留している方のご意見をまとめていきたいと思います。

### (1) 安全に対する基本的な心構え

(イ) 何よりも自分と家族の安全は、自分達全員で守るとの心構えが基本(家族全員の安全意識の高揚に努める。)である。

(ロ) 「予防」こそが最良の危機管理。そのための努力を惜しまない。

(ハ) 悲観的に準備し、楽観的に行動する。

(ニ) 行動の三原則は、「目立たない」「用心を怠らない」「行動のパターン化を避ける」であり、当国の文化・風俗や価値観を十分に考慮したうえで行動する。

(ホ) 住居の安全対策が、生活面での安全対策の基盤となる。

(ヘ) タンザニア社会に早く溶け込む。治安情勢、対日感情などに関する様々な情報が常に得られるようなネットワーク作りに心掛ける。

(ト) 精神衛生と健康管理に留意する。

### (2) 住居のための心構え

(イ) 住居を選択する前に、当国の治安分析を十分に実施するとともに、市街地(道路)地図を基に、他の日本人の助言をうける。

(ロ) 自宅から事務所、学校、マーケット等毎日出かける場所まで、安全であり、危険地帯を通らなくて済むことを考慮する。

(ハ) スラムに隣接しておらず、また、住居の周辺に賊が身を潜める場所のないことを考慮する。

(ニ) 独立家屋を取り巻く四方のうち三方は、他の住居に囲まれているのが望ましく、また、住居の安全対策強化に積極的な家主を選ぶ。

(ホ) 外堀は、高さや堅牢性が十分にあり、外部から簡単に侵入できない構造が良く、また、外堀から直接、住居の2階や屋根に忍び込めない構造であること。

(ヘ) 門扉は、堅牢、照明設備であり、周辺に賊が潜める場所がなく、門扉内部から外の安全を確認できる構造であること。

(ト) 庭は、照明設備が十分にあり、賊が身を潜める場所がないことと、樹木の手入れがなされ、2階や屋根に忍び込む際の手助けとなるものがないこと。

(チ) 玄関(入り口扉)は、扉と扉の枠が頑丈であり、外部か内部の扉全体に十分な強度を持った鉄格子が取り付けられていること。また、出来得れば鍵が2個以上あること。その他の出入り口も同様であること。

(リ) 窓は、窓枠が頑丈であり、すべての窓に十分な強度を持った鉄格子が取り付けられていること。特に、クーラーの取付け部等外部との開口部には必ず鉄格子があること。

(ニ) 賊の侵入を防ぐとの意味では、集合住宅(3階以上)の方が、独立家屋よりは、防御性が一般的に高く、隣人の助けも得られやすいことから安心できると思われがちであるが、当国においては、集合住宅の1階入り口を守る夜警がよほどしっかりしていなければ、独立家屋同様の安全対策が必要である。(特に、玄関及び窓の鉄格子)

### (3) 毎日の生活

(イ) 家の出入り口は最小限とする。通常使用する勝手口以外は常時施錠をしておく。

(ロ) 庭の植え込みに注意を払い、昼間は外部から容易に室内を覗けないように、また、夜間は防犯灯の光が遮断されないよう手入れをする。

(ハ) 防犯灯の設置場所に留意し、庭内に暗部を作らない。  
防犯灯は、電圧変動に比較的強いハロゲンランプを使用する。

(ニ) 可能ならば適宜、要所の鍵を交換する。使用人にはよほど信頼おける場合でないかぎり鍵を渡さない。

(ホ) 物売り、見知らぬ人は敷地内に入れず。TPTC(電話公社) TANESCO(電力公社)等と偽り、偽造身分証明書を示して侵入した例もあるので、外来者は要注意である。使用人に、外来者の所属先へ電話をさせるのも一案である。

(ヘ) 敷地内に2~3匹の犬を放し飼いにする。

(ト) 武装強盗等の危険な侵入者が屋内に侵入した場合を想定し、家屋内に安全な退避場所を設定しておく。

これは、一般に寝室が良く、堅固な鉄扉又は鉄格子等で補強し、用意に侵入を許さぬようにしておく。ただし、火事に備えて、室内から外へ簡単にでられるような構造にしておく。

### (4) 使用人

これは身近で働く人間だけに、身上調査を実施した後慎重に雇用したい。私たちから見てウソとか盗みと思える事の多くは、使用人にとってはまったく自然かつ無自覚な行為のこともあり、本人は悪いこととは気がついていない場合があるので、どんな小さなことでも煩わしげらずに、その都度注意する心掛けが必要である。

また、使用人によっては外部の泥棒の手引きをする場合もあると聞くので次の点に留意する。

(イ) 身元を納得いくまで、細部に渡り十分に確認する。使用人によっては、不法就労をしている外国人(当国労働法の適用を受けない。)がいるので、解雇の際トラブルが起きないように注意する。

(ロ) 当国労働法により、正式に雇用する前の3か月間は、試用期間となっているので、その間に問題があれば即時解雇する。解雇に際しては、門外に出るまで立ち会う。

(ハ) 使用人に対しては、その人格を尊重し扱うのは当然であるが、言葉なくしても通じる日本的な親切心は、日本国内だけの独特なものと考えた方が良く、当国ではかえって相手をと惑わされるので、むしろ威厳を持って明確な言動を持って接するほうが良い。

(ニ) 日頃から使用人の教育に心掛けるとともに、使用人の言動に十分注意を払い、日頃と異なる言動があった場合は、その原因をつきとめる。

(ホ) 使用人が処遇改善等いろいろな要求をしてきた場合、他の日本人または外国人等



の助言を可能なかぎり受け、自分の納得したかたちで対応する。

#### (5) 警備会社との契約

当国においては、比較的な大きな警備会社が2件ある（アルチメート・セキュリティ及びグループ4）。契約料・サービス料はかなりの高額になるものの、緊急事態が発生した際、ボタンを押すことにより数分以内に警備員が救援に駆け付けて来るシステムである。警察に頼れない当国においては、これらの警備会社に参加することが望ましく、実際、大多数の邦人は加入している。但し、この警備会社の警備員でさえ賊の手引きをすることもあると言われているので、不審な場合には、本社と連絡をとり、確認することが望ましい。

### 3. 侵入を受けた場合の処置

いろいろな対策にもかかわらず、不幸にして侵入された場合には、被害を最小限にするため次の事項に留意する。

#### (1) 敷地内に侵入された時

(イ) 防犯ベル・警報器・拡声器等で大きな音を出し威嚇するとともに、直ちに契約している警備会社に通報する。また、電話、無線を通じて警察、大使館等に連絡する。

(ロ) 自分のいる場所の照明は点灯せず、外部が良く見えるようにする。

(ハ) 不用意に窓に近づけたり、外に飛び出したりしない。

(ニ) 賊が完全に退散したことを確認するまでは外に出ない。

#### (2) 屋内に侵入された時

(イ) 予め定めた避難場所に避難するとともに、直ちに警備会社に通報する。また、電話、無線を通じて警察、大使館等に連絡する。

(ロ) 不用意に避難場所から外に出ない。

#### (3) 自室に侵入された時

(イ) 武装している可能性が大きいので抵抗しない。

(ロ) 両手を頭の上に置く等、無抵抗の意思を示し、かつ、犯人を正視しない。顔を見られた場合凶暴化する恐れがある。

(ハ) 渡せる現金を日頃からある程度用意しておく。それよりも多額を要求された場合、あくまで冷静に「ない」と答え、場合によっては物品を与える。

#### (4) 留守中に侵入された時

現場をそのままに保存し、警察へ通報するとともに大使館領事担当官に連絡する。

#### (5) 警察への通報

当国の警察力は、人的物的に限度がありあまり頼りにならないが、その後、事件解決の糸口が見つかって、警察の協力を要求できなくなるので、やはり事件の際には直ちに通報する。

### 4. 安全に対する留意事項

#### (1) 外出する場合

人通りの多いところではスリやひったくり、人通りの少ないところでは強盗にそれぞれ注意が必要である。昼夜を問わず女性、子供の一人歩きはしないことである。

#### (2) 休暇等で留守にする場合

留守中でも警備員を常時配置し、屋外の照明等点灯する。施錠を厳重にする。不幸にも、泥棒が入った場合は、被害を最小限に食い止められるよう、貴重品等はできるだけ自宅に置かず、誰かに保管をしてもらう。

#### (3) 車両を運転する場合

(イ) 夜間路上での極めて危険なので、警備には日頃から注意を払うこと。また、懐中電灯を持ち歩くこと。

(ロ) 予備タンクを用意し、常に車両燃料を備蓄しておくこと。

(ハ) 昼夜、場所を問わず短時間の駐車、あるいは走行中でも全ドアをロックする。

(ニ) 走行中に窓を開ける場合は場所を考え、通行人に手をいれられロックを外されな

いよう注意する。

(ホ) 車内の目につくところに貴重品を放置したまま駐車しない。

(ヘ) ヒッチハイクを求められても絶対に乗せないこと。

(ト) 不幸にして現地人相手の人身事故を起こした場合は、人通りの少ない場所を除いては、興奮した暴徒により私的制裁事件を受けないためにも速やかに現場を離れ警察もしくは大使館に直行、通報しその指示に従う。(単独では現場に戻らない。)

(チ) 現地人間の交通事故をみても、決して関わりあわないこと。

(リ) 官憲の制止を受けた場合の停車の際は、警察官や兵士の制服を着用した賊も存在すると聞くので、十分注意が必要である。

(ヌ) ドライバーを雇うときは、運転技術のレベル把握はもちろんであるが乗り逃げ等されないように身上把握に十分留意すること。

#### (4) 誘拐

現在までのところ身の代金目当ての在留外国人誘拐事件は起きていない。しかしながら、子供の通学等に当たっては車両での送り迎えを励行すること。たとえ出掛ける場所が近所であってもできるだけ車両を活用し、徒歩を避けること。

### 5. 安全対策連絡協議会について

当国の治安情勢等を日頃から分析し、緊急事態に対処するとの目的で1992年5月に安全対策連絡協議会を大使館(総括参事官及び領事・警備担当官)と日本人会執行部との間に設置し、定期的に会合を開くこととしました。また、話し合われた内容について、適宜、邦人関係事件情報として皆様のお手元に配布することとしています。同協議会では在留邦人の安全に関することは、何でも取り上げていきますので、安全に関する情報やご意見を同協議会までお寄せください。

### 6. 日本人会緊急無線網について

#### (1) 緊急連絡

万一緊急事態が発生した場合には、大使館から当無線網を使用し緊急メッセージを一斉に放送します。その為全ての無線機保有者が常時待受け周波数(145.02)に合わせておいて下さい。また、無線機を保有していない方については、日本人会各幹事の方から速やかに電話連絡が入るようにしていますが、日頃から連絡を受ける幹事との間に電話がつながるか確認しておいて下さい。

#### (2) 大使館での常時待受け

大使館(領事・警備担当官室)でもこの周波数を開館時間中(月～金曜0830～1530の間)常時待受けしております。緊急事態発生の際には直ちにご連絡下さい。また、電話が通じない場合にはお気軽に無線を使用して下さい。

#### (3) その他

領事・警備担当官の自宅でも、当無線網の無線機を保有しています。なお、無線機の取扱い、トラブルについてもお気軽に大使館(領事・警備担当官)までご相談下さい。

### \*緊急連絡先リスト\*

#### 『警察』

◎中央警察署：21266 (フォロダニ ST)

市内全般

◎オイスターベイ警察署：67322 (バガモヨ RD)

オイスターベイ地区、キノンドーニ地区、ミコチェニ地区、ンモアナニヤマラ地区、シンザ地区

◎セランダーブリッジ警察署：29806 (ウバンガ RD)

ウバンガ地区、ムヒンビリ地区

◎ムシンバージ警察署：27063 (ムシンバージ ST)  
カリアコー地区、ジャングアーニ・ストリート地区  
◎ブグルニ警察署：62220 (ウフル ST)  
イララ地区、ブグルニ地区、エアポート地区  
◎マゴメニ警察署：29596 (モロゴロ RD)  
マゴメニ地区、ウブンゴ地区、キヌラ地区

『病院』

◎ムヒンビリ国立病院：26211  
◎アガカーン病院：30081

『消防』 999           『市役所』 23551

『大使館』

46356~9   FAX: 46360   TLX: 41065

データ名：中央アフリカ【安全の基礎】  
ID：KAN00010  
登録日付：94/04/13  
属性：テキスト  
バイト：7038  
参照：2

中央アフリカ【安全の基礎】  
中央アフリカ共和国  
Central African Republic

#### 出入国時の留意事項

##### ●査証

入国するためには訪問の目的にかかわらず、在日カメルーン大使館（在中央アフリカ大使館は1992年12月閉鎖）等で入国査証を取得する必要がある。その際、査証に記載される滞在期間は1カ月以内なので、入国査証に記載された期間以上滞在するには、入国後、出入国管理局に新たに滞在査証を申請しなければならない。

滞在査証には、短期滞在査証（一次・30日間有効）と一次および数次長期滞在査証（90日間有効）の3種類があり、申請の際には、査証発給願書（自作のもの）、査証申請書（用紙あり）、写真2枚、収入印紙（2500CFAフラン）1枚、そして査証代（一次：5000CFAフラン、数次：8000CFAフラン）が必要。

##### ●出入国審査

入国時は、機内で配布される出入国管理カード、復路航空券、旅券、査証およびイエローカード（黄熱病）のチェックが行われている。出国時には、1カ月以上滞在したすべての外国人は、出国許可証（Autorisation de depart）の提出が必要。

取得の方法は申請書を自作のうえ、住居居住の場合は、水道・電気・電話等の公共料金、家賃、税金、社会保障費等の支払済証明書（Quitus）、ホテル滞在の場合はホテルの領収書を添付し、公安局長に申請しなければならない。出国許可証なしでは出国できないので注意が必要。1カ月以内の滞在の場合は、入国時に旅券に添付された出入国管理カードの半片以外、提出すべきものはない。なお、空港から出国の際、2000CFAフランの出国税を徴収される。

##### ●外貨申告

外貨（仏フラン、日本円、米ドル、英ポンド等）およびCFAフランの持ち込みは無制限である。外貨の持ち出しは無制限であるが、CFAフランについては5万CFAフラン以内は無申告。5万から10万CFAフランは申告義務がある。10万CFAフラン以上は、許可証明書が必要である。現在、空港税関では外貨に対する厳しいチェックは行われていない。しかし、フラン以外の外貨を多額に持ち込む際は、必ず申告し、入国後に両替した際は、銀行にその証明書を発行してもらうのが後のトラブルを未然に防ぐ意味で賢明である。

##### ●通関

一般旅行者が、身の回り品以外のものとして無税で持ち込めるのは次のとおり。貴金属・宝石類500グラム以内、カメラ2台、ただし機種異なるもの、ポータブルテレビ1台、テープレコーダー1台、双眼鏡1台、ワイン類3本、ウイスキー類1本、紙巻煙草400本、葉巻煙草125本。

また、麻薬、火器、刀剣類はいずれも持ち込み・持ち出しが禁止されている。猟銃には必ず許可証が必要。中央アフリカ産の象牙、獣皮、貴金属・宝石類を持ち出す場合は、必

ず管轄省庁（税関、農林水産森林省）に証可を申請する必要がある。

#### 滞在時の留意事項

##### ●滞在届

長期滞在査証の期限が切れ、さらに滞在する場合、あるいは入国時にすでに90日以上滞在が予定されている場合は、滞在許可証 (Carte de Sejour) の取得が義務づけられており、以下の書類を添えて中央出入国管理局に申請しなければならない。滞在許可証申請書 (用紙あり)、健康診断書、無犯罪証明書、就労証明書あるいは雇用契約書 (労働契約があることを証明するもの)、国籍証明書 (日本大使館発行)、写真4枚、手数料2万 CFA、銀行口座証明書 (残高のわかるもの)、旅券 (写)。

##### ●旅行制限

旅行許可証、外国人立ち入り禁止区域等の旅行制限は特になく、国内旅行は法的に自由。ただし、鉱山区域 (金・ダイヤ・ウラン等の採掘地および埋蔵地) への立ち入りあるいは通過の際は、鉱山区域立ち入り許可証の所持が必要。許可証は鉱山省で取得できる。また、自動車で出入国する場合は、国境税関で旅券、国際免許証、保険証 (Carte Verte)、車両登録証 (Carte Grise)、車両検査証 (Fiche Technique)、自動車税納税済証 (Vignette) の提示が求められる。主要道路に設置されている検問所でも提示が求められる。

##### ●写真撮影の制限

大統領府、政府省庁、軍事施設、空港、国境税関、検問所等は撮影禁止。官憲に発見された場合、フィルムは没収され、警察に連行、拘留されることがある。また、一般に中央アフリカの人々は撮影されることを嫌う傾向が強く、人物を撮影する際は、被撮影者の同意を得るほうが無難。喜んで撮影に応じる場合も、撮影後“モデル料”を執拗に請求されることが多々あるので、事前交渉等に注意が必要。日本の某テレビ局のクイズ番組取材班が、市内でビデオ撮影をしていたところ、ビデオ機材を没収されたこともあり、マスコミ等による大がかりな商業的撮影の際には、事前に内務省観光開発庁の許可を得る必要がある。

#### 各種取締法規に関する留意事項

##### ●麻薬

麻薬の所持・使用は禁止されており、官憲に発見された場合は即時逮捕される。空港税関でも麻薬に対するチェックが行われており、白い粉末状の医薬品等を持ち込む際は注意が必要。

##### ●不法就労

90日以上滞在する場合、滞在許可証の所持が義務づけられている。申請の際に、労働契約があることを証明する就労証明書等の提出が必要なことから、観光を目的として90日以上滞在することは事実上不可能となる。したがって、90日以上滞在する場合は就労許可を得る必要があるが、滞在許可証を取得することで就労許可を与えられたことになる。また、新たに事業を始めようとする場合は、商工省または内務省に申請しなければならない。外国人不法就労者は、本国送還の対象となる。

##### ●治安維持

現地人居住区では年に1回程度の割合で強制家宅捜査が行われており、武器、麻薬等は厳しくチェックされている。市内の要所には歩哨が配置されており、秩序維持、交通取り締まり等を行っている。外国人に対しても時折、身元確認が行われる。

##### ●その他特殊取締

外国人一般旅行者への特殊取り締まりというものは特にないが、法制度はまだ体系づけられていないため、取り締まりの対象、基準等が改定されることがしばしばあり、そのつど出される政令等には十分注意しなければならない。

#### 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

旧フランス植民地であったため今でもその影響が強く、外国人のことを“パトロン (Patron)”と呼ぶ習慣が残っている。一般に人々の生活はきわめて貧しく、外国人の喜捨に頼る傾向があるなど、社会通念、価値観、労働意識、衛生観念上の違いを十分に理解する必要がある。また、生活および仕事のペースは日本のそれと比べてきわめてゆっくりしており、査証・許可証の取得手続や銀行・業者との契約・取り引きの際にはかなりの日数を要するので、1週間単位の時間の余裕をもって対処する心構えが必要。

#### 安全のためのひとくちアドバイス

殺人、強盗等の凶悪犯罪は少ないが、空き巣、置き引き等はしばしば見られる。外出する際には、貴重品等はホテルのフロント等に預け、高価なものは身につけないほうがよい。夜間の外出は市内中心部であれば問題ないが、現地人居住区、マーケットへの出入りは、昼夜を問わず慎むこと。車から離れる際は、たとえわずかな間でも、必ず所持品を持って離れること。車内に放置された物品を盗まれるケースが多発している。

住宅に長期滞在する際は戸締まりを厳重にし、夜警を雇う等の対策が必要となる。

#### 健康上の留意事項

首都バンギ市内は上水道が完備されているので、シャワー、歯みがき等は水道水を利用して問題はないが、飲料水としての生水の利用は避け、ミネラルウォーターを利用すること。また、中央アフリカはマラリア汚染地域であり、到着後まもなく罹患する人が増えていることや、年に数件の死亡例も出ているので、必ずマラリア予防薬を服用しておくこと。

#### 緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.61-19-44, 61-28-55

〈火災〉 Tel.118

〈憲兵隊〉 Tel.61-22-00, 61-22-05, 61-20-44

〈自動車事故〉 Tel.61-41-44

#### 緊急時の言葉

(サンゴ語)

「泥棒」=ゾー・チ・ンジ (Zo ti nji)

「助けて」=エデ・ンビ (Ede Mbi)

「捕まえて」=ブ・ロ (Gbou Lo)

「警察を呼んでくれ」=イリ・ポリス (Iri Police)

#### 在外公館アドレス

##### ●大使館

##### 在中央アフリカ大使館

Ambassade du Japon, Avenue Barthelemy Boganda,  
Bangui, République Centrafricaine (B.P.1367, Bangui)  
(郵便物あて先: Ambassade du JAPON, B.P.1367 Bangui, R.C.A.)  
Tel.61-06-68, 61-36-39, 61-63-20, 61-65-13

データ名：中央アフリカ「防犯の手引き」  
ID：KAN00010  
登録日付：94/04/13  
属性：テキスト  
バイト：6887  
参照：0

中央アフリカ「防犯の手引き」  
防犯・安全の手引き

在中央アフリカ共和国日本大使館

\*本手引きは当国人にとって機微な点にふれていますので、取扱いには十分御注意願います。

はじめに

この手引きは、中央アフリカに来られる邦人の方々が、当地滞在中安全に過ごされることを願って作成したものです。

当国では治安当局の信頼度が極めて低いため、旅行者・居住者とも犯罪にあうことのないよう自ら十分な注意を払う必要があります。実際に被害にあえば、まず泣寝入りを余儀なくされると思っていた方がいいでしょう。

治安は概して良くありませんが、警察等の頼りなさを考慮すれば、犯罪の数はむしろ少ないと言えるでしょう。中央アフリカ人は、隣国のアフリカ人比べて温和であると言われるますが、凶悪な犯罪がさほど多くないのは、そうした国民性に一因があるのかも知れません。

近年に邦人が犯罪の被害にあった例は、盗難に限られ、身体に危害が加えられたというケースは皆無です。しかし、邦人以外に深刻な被害にあった外国人がいな訳ではありませんし、また外国人は一般に金持ちの特権階級と見られていますから、邦人が犯罪にあう危険性は、常にあると考えるべきでしょう。

1990年10月

在中央アフリカ共和国日本大使館

## 1. 中央アフリカ政府当局の治安維持体制

### (1) 警察

日本の警察に当るものとして、大統領府保安部(Securite Presidentielle, 軍服、赤地の黒豹マークにG.P.またはS.P.の肩章)、中央アフリカ警察(ライトブルー上下)、市警察(濃紺の上下)、憲兵隊(カーキ色上下、濃紺の帽子)があります。

この中では大統領府保安部が、どちらかと言えば信頼が置ける組織で、比較的大きな事件を扱う他、人命の救助にも当たります。警察の信頼度は極めて低いと言わねばなりません。他人の制服を借りて「勤務」しているニセ警官があるのみならず、本物の警官も自分の小遣い稼ぎが目的で違反の摘発等を行なっている程度であるのが実情です。憲兵隊は軍に属していますが、警察より警察らしい活動をする組織で、犯罪の取締り・捜査を(聞き込みのみ)行ないます。

### (2) 救急車

バンギ市に数台(国立医療センター等)、地方の主な町にも1台ずつあると言われますが、整備の問題や燃料不足に加えて、一般に電話が普及していないので、救急車としての役割は余り果たしていません。ちなみに、当国の救急車の多くは日本が贈与したものです

### (3) 消防団

軍に属する消防団がバンギ市にのみあります。仏軍から供与を受けた近代的設備を持っていますが、バンギ市内の住宅の火災は少なく、主に山火事等の消火に当たっています。

## 2. 注意事項

### (1) スリ

バンギでは、市の中心、KM5 (キロメートル・サンク、最大の現地人街)、空港等にスリの常習犯が多数おり (10名以上のグループもある)、被害者が後を絶ちません。必要以上のお金や貴重品は持ち歩かないようにし、身分証明書もコピーを携帯するのが賢明です。町では、道路脇の溝に逃げ込むひったくりがおり、空港では旅行者の荷物を運ぶふりをして持ち去る者がいます。

### (2) 車内の盗難等

車を離れる際は、目につくものを車内に残さないようにすること。ロックしても針金で簡単に開けられてしまいます。トランクもこじあけられることがあります。車に傷をつけられないようにするには、最初からロックせず、窓も開けておくのがひとつの手でしょう。また、助手席側の窓を開けて待つ手口もありますから、車に戻った時にも注意が必要です。

街で駐車すれば、必ず子供が「車を警備してあげる」と言って寄って来ますが、信用は置けません。自分が入ろうとする店の店員、または路上で出店をしている人に頼んで、帰り際に100CFA渡すのも一つの方法です。

四輪駆動車の外部に付いたスペア・タイヤは必ず狙われます。鎖を掛けて下さい。ガソリンの抜き取り、車そのものの盗難の心配はありません。

街中心部のメゾン・ドゥ・ラ・プレス (本屋) 付近では、人が車を離れたすきにタイヤをパンクさせて、その修理代をとるゴドベ (浮浪児) がいます。ナイフで切るのみならず、釘を十数本打ち込む者もいますから、駐車場所に気をつけるのが無難です。

### (3) 自宅で

#### \* 使用人

夜警は必ず雇い、昼も門番を置くのが理想的です。夜警に加えて、番犬を飼うのも一策です。夜警、女中、庭師等の現地人使用人には、手癖の悪い者がいる他、強盗の手引きをする者もあります。新しく雇う際には、知人より紹介された者を雇うか、信頼に値する人物かどうか見分けられるよう試用期間を置くなどしましょう。

また、解雇の際は退職金、有給休暇の買取等、約 1.5か月分の支給が労働法で義務付けられています。不正を働いた者には支給の必要はありませんが、解雇時にトラブルがないよう、その都度始末書を取って置くこと。(裁判所、労働省等から呼び出された場合、当方の正当性を証するため。)

#### \* 出入口の施錠及び窓の鉄格子

当地の住宅には普通、鉄格子が付いていますが、自宅に鉄格子のない窓があれば、早急に頑丈なものを取付けて下さい。出入口には2か所以上の鍵が必要です。

#### \* 修理屋の訪問

配線工事、電気製品の修理等のために現地人業者を自宅に入れる場合には、立ち会いましょう。

#### \* 物売りの訪問

物売りのふりをして家の中の様子を見ておいて、後から空巣に入ることがあります。中を見せないよう注意して下さい。

### (4) 地方の強盗団

地方の道路では、ザルギナと呼ばれる強盗団が出没します。水を倒して車を止め、鉄砲等で脅して金品を奪うのがよくあるパターンですが、抵抗した人の中に死傷者が出ています。特に、北西チャド国境のパウア付近では、反政府分子がしばしば問題を起こしています。



### (5) 交通事故

救急施設も医療施設も未発達の当国では、事故に遭った時の迅速な救助、治療は期待できません。運転の際は、特に以下の点に注意しましょう。

- \* ラテライトの路上は大変滑りやすいので、スピードの出し過ぎは、極めて危険です。
- \* 方向指示器が故障したまま走っている車がよくありますが、運転者が窓から手を出すのは、必ずしも意思表示ではなく、通行人や対向車に挨拶しているだけのことがあるので注意が必要です。
- \* 道路の穴をよけて、対向車が反対車線に飛び出して来ます。
- \* 動物だけでなく、子供、また道路脇で行なわれているサッカーボールが飛び出てきます。
- \* 右側からの進入優先は、場所によりまちまちです。わからない時は徐行もしくは一旦停止しましょう。
- \* 特に政府関係（ナンバープレートAまたはB、BG）、軍隊（同AN）、大統領府（同PR）の車両は整備状態も悪く、無保険、無免許の場合が多く、事故に遭っても泣寝入りせざるをえないので要注意。
- \* 夜間は、街灯のついていない道路が多く、路上歩行中の現地人も黒いので確認が困難です。
- \* ヘッドライトやテールランプが片目、もしくは全くつかない車があります。
- \* 現地人の運転は、突然の急転回・停車、また狭い場所や曲がり角などの駐車等ルールに外れたものが多いので十分注意して下さい。

### 緊急連絡先

日本大使館	61 06 68
	61 36 39
大使公邸	61 04 79
大使館員宿舎（ヴィラ・トーキョー）	61 09 23
大統領府保安部（Securite Presidentielle） （セキュリテ・プレジダンシエル）	61 10 00
中央アフリカ警察（Police）	117
	61 22 00
	61 22 05
憲兵隊（Gendarmerie） （ジャンダルムリー）	61 22 00
消防団（Sapeurs Pompiers） （サプール・ポンピエ）	118
バンギ大付属国立医療センター （Hopital General） （オピタル・ジェネラル）	61 06 00
	61 06 05
クリニック・シュエブ	61 15 68
国際電話呼び出し	119
番号問い合わせ	112

データ名：中央アフリカ「安全対策」  
ID：KAN00010  
登録日付：94/04/13  
属性：テキスト  
バイト：8623  
参照：0

中央アフリカ「安全対策」  
安全対策  
ー治安・防犯の手引きー

在中央アフリカ共和国日本国大使館  
平成5年2月20日

近年、海外在住の日本人を標的にする犯罪が増加する傾向にあり、その原因の一つとして在留国の現状が正確に把握、認識されていないことが起因となる事例が各国から報告されているのが見受けられます。

当中央アフリカ大使館では、日本でも馴染みの薄い当国を、これから赴任する方、あるいは既に在留している方々にも当国における最新の治安現状を知ってもらおうと今回、「防犯の手引き」を改訂する次第であります。

在留邦人の皆様方におかれましても、安全対策については、日頃より高い関心をお持ちの事と存じますが、最近当国を含むアフリカ諸国においては経済の悪化と国民の民主化要求に端を発した暴動や犯罪が多く見られます。これは当国も例外とせず、やはり経済の悪化及び政治の混迷が当国治安状況を悪化させていることは、既に御承知の事と思います。

他方、今まで当国は、周辺のアフリカ諸国と比較して、安全であるとの評価がありましたが、昨年10月行なわれた大統領選挙及び国民議会選挙の無効宣言以降、政治的にも経済的にも日増しに不透明感を深めつつあり、今後の政治動向次第では一層の社会不安を引き起こす可能性もあります。かかる状況の下、当国で生活していくには自ずから自分の身は自分で護る等の心構えと、安全のために細心の注意を払う必要があります。そのために、この「防犯の手引き」が皆様のお役に立てば幸甚です。

## 1. 治安

### (1) 政治状況

当国は、1981年のコリンバ政権誕生以来、1985年の民政移行を経て、政治的にはある程度安定を確保していましたが、近年アフリカを吹き荒れた民主化の影響もあり、複数政党制の導入後始めての大統領、国民議会選挙が不正の為無効宣言が出されるに到り当国の政治は不透明さを一層際立てる状況になっております。

又、隣国カメルーン情勢及びザイール情勢も無視しえない状況にあり、今後どのような状況で当国に影響を及ぼすのか予測がつかないものがあります。現在最も心配されるケースは公務員に対する給与の遅配に起因する組合のゼネストに、大統領及び国会議員選挙の延期に対する国民の不満が重なり、場合によっては社会的不安を引き起こす事です。現在、コリンバ政権は経済悪化に伴う財政破綻を理由に6か月分の公務員給与の遅配を行っており、更に政府高官の不正は国民間に政治不信を高め、民主化要求をいやがおうにも燃えたたせる現状となっております。

### (2) 殺人及び強盗

当国は近年まで凶悪犯罪が比較的少なく外国人には安全と思われておりましたが、昨年12月より首都バンギに於いて続けて10件程の外国人住居を襲撃する武装強盗団が確認され

ました。今までも、チャド国境付近においてはザレギナ強盗団が存在しスーダン国境付近においても強盗団が出没する等地方における治安については問題がありましたが、首都バンギにて強盗団が横行した事実はなく、その意味でも確実に治安が悪化しているわけです。また、未遂事件の中には鹿島建設バンギ事務所始め大使館館員住居ビラ東京への襲撃も含まれており、今後とも警備については十分注意が必要です。

右強盗団は7～8名のグループで構成され、使用武器は散弾銃を持っていたり、ナイフを使用したりといろいろあり、複数グループの犯行と見られていますが、当国内務省でも実態は確認されておりません。尚、昨年12月1日バンギ市内の刑務所より集団脱獄事件が起きております。

#### (イ) 防犯対策

右強盗団から身を守る方策としては、住居の要塞化（窓には全て鉄格子（直径2センチ）を嵌め）を行い、更に身分の確かな信頼の置ける夜警を複数備い（夜警には武器を持たせる：弓矢、警棒、笛、槍、山刀等）、尚且つ番犬を数匹飼うのが望ましい。

又、強盗団は今までの例では午前0時から3時位までの間に襲撃しており、襲撃前に必ず何らかの兆候があります。その兆候としては、襲撃前に必ず下見をするので、不審者が周辺をうろついていないか、不審な車が駐車していないか確認します。また、物売りを装って住居内に入り、その住居の弱点を探す事も十分考えられます。関係者以外の人間は住宅敷地内及び住居に入れないよう注意が必要とされます。

更に警備員に対する教育も徹底して行う必要があります。特に当国国民はこと細かに規則や注意を与えないと自分勝手な事を行います。警備員の質が劣るところは狙われやすいと思わなければなりません。

比較的外国人が多く居住している地区に住んでいる場合は、他の外国人住民と協力し、その地区の警察に警官のパトロールを要請する等の措置を講ずることも一案かと思えます。

(ロ) 当国の様に警察が機能していない地に於いては、可能な限り個人で出来ることは個人が措置する等が必要になります。そのためにも常日ごろから大使館を始め在留邦人が一体となって、情報の把握に努め絶えず危機に対する心構えを怠らないようにすることが肝要と思えます。

## 2. その他の犯罪

### (イ) 窃盗、置き引き、ひったくり、掏摸

当地で依然多い犯罪が窃盗、置き引き、ひったくり、掏摸等の犯罪です。特に現地人が比較的多く集まる市場周辺及び現地人居住区にこの種の犯罪が集中しています。この種犯罪を未然に防ぐには必要以外は現地人居住等には近寄らない、ということになります。また、仮に現地人居住区に行く場合にも高価なものは身に付けない、一人では行かない、等十分な配慮が必要とされます。もし、行かなければならない場合は、現地の状況に精通している人間（当地に長年住んでいる邦人が信頼のおける現地人）に同行してもらい、更に、現地人を刺激するような行動は厳に慎む事が必要です（写真撮影等：現地人は、自分が撮影されたと思うと、報酬を要求することが多く、中には、撮影を非常に嫌う部族もおおり（アラブ系の女性等）トラブルの原因になります。

外国人、とりわけ日本人は金持ちと思われております。日本人には微々たるお金でも現地人にとっては、充分生活に値する場合があります。価値観の違いと言えればそれにつきますが、何気無い行為が犯罪に結び付く事がありますので細心の注意が必要とされる所以です。

レストラン、バー、カフェ、空港の待合室でトイレ等、短時間でも席を離れる場合は手回品、鞆等は必ず自分で持ってから離れるよう気を付けます。

### (ロ) 自動車に関する犯罪

当地では自動車に関する犯罪が引き続き多く発生しております。以下の諸点に注意が必要です。

車を離れる際にはごく短時間、短距離といえども必ずロックしてから離れてください。また、駐車もレストラン、商店が雇っている見張り人が居る場所に停めることが必要です。(見張り人に対する謝礼は大体100cfa)。特に夜間は必ず見張り人がいる場所に駐車することが重要です。

車内の目につく場所に物を置くことは現地人をいたずらに刺激することになります。また、土産物を売りに来た現地人が運転席側で交渉し、その間に他の現地人が助手席側のドアを開け荷物を持っていく事件も多く発生しています。更に、子供がタイヤに穴を開けタイヤ交換を手伝う振りして物を盗む例もあります。車は絶えずドアロックし窓ガラスも閉めておくことが必要です。

#### (ハ) 現地人との付合方

結局、当地での犯罪の多くは現地人との接触から始まるケースが殆どです。現地人との接触には細心の注意を持って接してください。

夜警、ボーイ、メイド、運転手等を使う場合も、現地の事情に詳しい前任者や在留邦人の意見を聞き、身元の確かな人間を傭うことが肝心です。

その場合も、雇用契約書(勤務時間、仕事の範囲、休日、給料、退職金、賞与、昇級、解雇する場合の条件等)までこと細かに作り、違反等があった際にはその場で指摘するようにします。(日本人には常識で判断すればこのくらいの事は分かるだろうと思いますが、現地人にはその常識が分からない場合が多いので)、その場で指摘しない場合は了解(許されるものと判断します)されたものとして、後で同じことをし、指摘しても前は何も言われなかった、として感情の対立を生みます。この場合怖いのは、使用人から居住者の情報が外に漏れ、犯罪者の格好の目標に成ることです。尚且つ、使用人が強盗を手引きすることも考えられます。

使用人以外の現地人であっても、外国人は金持ちで現地人に恩恵を施す人、と言う考えが依然として残っていますので、物をねだる、たくさん有る中から一つくらい貰っても(取っても)良いだろうと、思っており、その場合も現地人の特性を理解しなければいたずらに疲れることになります。

#### (ニ) 夜間外出時の注意事項

昨年12月より、バンギ市内において外国人が深夜暴漢に襲われる事件が続いております。その手口は、ロータリーに入り、一時停止した際、5~6名の中ア人が飛び出してきて自動車の中の人間を外に曳きずり出し、暴行を働くものです。この種犯罪は既に7~8件発生しており、徒歩で外出して事件に遭遇するものを含めると更に件数は増えるものと思われれます。

夜間外出の時は、車のドアは全てロックしておくことが肝要です。

#### (ホ) 交通事故等

交通事故の加害者として人身事故を起こした場合は、まず、被害者を迅速に医療施設に移送することを考えるのが当然であります。当地においてはその場の状況により、特に現地人が被害者の場合は、ときにその家族を始め現地人が加害者に対し私的制裁を加える恐れも有りますので、その点を念頭におきながら対処することが必要です。いずれにせよ、そのような場合には最寄りの警察か大使館に協力を求めてください。

### 3. 終わりに

当地で生活する上で大切なことは、日本とは違う社会であり、また、自分の身は自分で守ると言う心構えが絶えず必要とされます。西側先進国の様に警察機構が発達したところとは違い、当国は警察の機能も十分とは言えません。このような状況の下で生活するには、身の安全こそが最優先事項で有ると思われれます。少しでも安全に中央アフリカの生活を過ごして頂けるよう大使館としても切に願っております。最後に当館作成の緊急事態に際しての心得も併せご参照下されば幸甚と思います。

大使館電話番号：61-06-68

61-36-39

大統領警備隊：61-10-00

データ名：チュニジア【安全の基礎】  
ID：KAN00010  
登録日付：94/04/13  
属性：テキスト  
バイト：4667  
参照：3

チュニジア【安全の基礎】  
チュニジア共和国  
Republic of Tunisia

#### 出入国時の留意事項

##### ●査証

日本との間に査証免除取極があるので、原則として観光等を目的とした3カ月以内の滞在に査証は不要である。

所持する旅券に、イスラエル入国証印等が押印してあると入国を拒否されるので注意すること。

##### ●出入国審査

セキュリティ・チェックおよび麻薬等の流入を防止する検査のため、少々待たされることがあるが、特に問題はない。

##### ●外貨申告

入国時に現金またはトラベラーズ・チェックで多額の外貨を持ち込む場合は、税関で申告する必要がある。これを怠ると出国時の検査の際、500チュニジア・ディナール（1チュニジア・ディナールは1993年9月現在で約100円）相当額以上は没収されることがある。

##### ●通関

診療を目的とする医療機器・薬品および販売を目的とする電気製品等を持ち込む場合は課税されるが、税関で持ち出しを条件に申告すれば免税となる。

#### 滞在時の留意事項

##### ●滞在届

滞在が3カ月を超える場合には、通常1年間有効の滞在許可証（査証）を最寄りの警察署で取得しなければならない。これを取得せずに滞在すると、国外追放されることがある。

##### ●旅行制限

特に制限はない。ただし、地方への旅行は警察の検問が各主要道路で頻繁に行われているので、旅券等身分を証明できるものを常に携帯しておく必要がある。

##### ●写真撮影の制限

軍・警察関係施設、空港、その他重要防護対象施設およびモスク内部の撮影は禁止されている。日本人旅行者の中で、警察の建物や空港の滑走路を撮影したために、フィルムを没収されたケースが過去数例起きているので、十分注意が必要である。

#### 各種取締法規に関する留意事項

##### ●麻薬

麻薬の販売・使用・所持は、それぞれ2年の禁固刑に処せられる。

●不法就労

120～240チュニジア・ディナールの罰金刑に処せられる。

たび重なる警告にもかかわらず不法就労を続けた場合は、国外退去を命じられる。

●治安維持

騒音行為を行い住民の生活を乱した者は、15日間の禁固刑および60チュニジア・ディナールの罰金刑に処せられる。

不法デモ行為を行う者は2～10年の禁固刑に処せられる。

故意に公共器物を破損した場合は、3年の禁固刑および2000チュニジア・ディナールの罰金刑に処せられる。なお、チュニジアではサッカーが盛んであり、試合終了後観客が興奮のあまり暴徒化することもあるので注意すること。

●その他特殊取締

買・売春はともに6カ月～2年の禁固刑および20～200チュニジア・ディナールの罰金刑、強姦は5年の禁固刑から極刑までと性犯罪の取り締まりは厳格である。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

特にチュニスやスース、ハマメット等のリゾート地ではわりと開放的。全体的には準西歐化しているが、基本的にはイスラム教が社会を律している。イスラム教およびその文化・習慣を尊重することが肝要。例を挙げるならば、女性にも参政権が与えられ、また女性の職場進出にも目覚ましいものがあるが、年配の女性は外出時白い被り物を身にまとう人も多く、またコーヒーショップにはアラブ人女性の姿はほとんど見られない等。

ラマダン（断食月）のときは、日中、外での飲食や喫煙は控えること。

安全のためのひとくちアドバイス

混雑している場所（スーク、バス内等）でのスリ・置き引きが多発しているため、十分注意が必要である。また、路上駐車する場合、車上狙いやいたずらにあう率が高いので注意すること。

南部地域で野宿をしていた日本人旅行者が、強盗や盗難にあったケースも発生しているため、ホテル等の宿泊施設を必ず利用すること。

女性の場合、観光ルートから外れた地域を探訪する場合には、あまり刺激的な格好は避けたほうが無難である。また、夕方以降は、普通の場所でもできるだけ女性の一人歩きは避けること。

健康上の留意事項

全般的にみて医療機関は一応整っているが、信頼性には欠ける。在留日本人の中で時折、ウイルス性肝炎や食中毒にかかる人が出ているので、生もの（生の魚貝、生野菜、生水等）を避けるなどの用心が必要である。また、チュニジア政府の発表はないが、夏季には地方でコレラが発生することもある模様。

緊急時の連絡先

〈病院・救急車〉

エルメンザ総合病院 (Polyclinique El Menzah)

Tel.891-522, 891-623

カルタージュ病院 (Clinique de Carthage)

Tel.731-096, 730, 344

救急車 (Service Ambulant Medical Urgent)

Tel.190

《警察》

ポリス・スクール (Police Secours)

Tel.197 (日本でいう110番)

《消防》

ポンピエ・セントラル (Pomipers Centrales)

Tel.198 (日本でいう119番)

緊急時の言葉

(アラビア語)

「泥棒」 = スッラーク

「助けて」 = マンヌウーニ

「危ない」 = ロッド・パーレク

「救急車」 = アンビュランス (共通)

「パトカー」 = カラハバ・ポリスイーヤ

「警察を呼んでくれ」 = アイイトゥリ・シヨルタ

(フランス語)

「泥棒」 = オ・ヴォルール

「助けて」 = オ・スクール

「危ない」 = アタンスイヨン

「救急車」 = アンビュランス

「パトカー」 = ヴォアチュール・ドゥ・ポリース

「警察を呼んでくれ」 = アプレ・ラ・ポリース

公用語はアラビア語であるが、フランス語も一般的に普及している。

在外公館アドレス

●大使館

在チュニジア大使館

Ambassade du Japon, 10, rue Mahmoud El Matri, 1002 Tunis—Belvedere,  
Tunisie (B.P. 95, 1002 Tunis—Belvedere)

Tel.791—251, 792—363, 793—417

データ名：チュニジア「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/13

属性：テキスト

バイト：7825

参照：1

チュニジア「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成4年10月1日  
在チュニジア日本国大使館

はじめに

地中海に面したチュニジアは、美しい自然と歴史的遺跡に恵まれ、アラブ諸国の中では自由な雰囲気を持つ国です。政情は安定し、治安も一定の水準にあることから、外国人滞在者にとっては比較的 안전한所といえることができるでしょう。しかし、これまでに邦人の犯罪被害が皆無という訳ではありません。この手引きは、在留邦人あるいは旅行者、出張者の方々がこうした被害に遭わず、生活や旅行を楽しむことができるよう願って作成したものです。

万一、事件や事故に遭った時に大使館に連絡して頂くのは勿論ですが、日常生活での心配や不審な点がありましたら、気軽に御相談下さい。

#### 1. チュニジアにおける犯罪の特徴

(1) 犯罪統計によると、窃盗（強盗を含む）が圧倒的多数を占めており、しかも年々、増加傾向にあります。これに次ぐのが暴行、傷害で、以下、比較的数は少ないものの、強姦等の性犯罪、詐欺等の経済犯罪が続いています。

(2) チュニジアの社会は基本的にはイスラム教によって律されており、このことが犯罪抑止上、かなりの役割を果たしていると思われます。しかし、一方で西欧文化の影響を受けて国民の意識や社会環境が変化し、宗教の影響力が弱まっていることも事実です。また、都市部への流入人口の増大、高い失業率、物価上昇等の要因も相俟って、犯罪発生件数はここ数年、漸増傾向を示しています。

新聞紙上では、様々な態様の犯罪が報道されていますが、中には銃器を使用した銀行強盗、刃物を使用した居直り強盗殺人といった凶悪犯罪も見られます。

#### 2. 邦人被害の犯罪事例

邦人が犯罪被害にあう例はそれほど多くありませんが、それでも年に数件は発生しています。以下、過去の事例をいくつか紹介しますので、防犯対策を考える上での参考にして頂ければ幸いです。

##### (1) 強盗被害

ガベス市内の公園で野宿していた旅行者Aは、4人組の若いチュニジア人から大きな石を投げつけられて重傷を負い、その場から逃れた間にカメラ等を入れたバッグを盗まれた。（事件の数か月後、犯人は検挙され、被害品も発見された。）

##### (2) 置き引き被害

パリ在住の旅行者Bは、モナステールにあるホテルのレストランで食事中、ちょっと席を立った隙に座席近くにおいていたパスポート入りのバッグを盗まれた。

##### (3) 空き巣被害

テュニス市内の住宅地に住むC夫人は、昼間、2時間ほど留守にした間に、戸締りしてないベランダ窓から侵入されて、多額の現金およびカメラ、ラジオ等を盗まれた。（この他にも、アパートに単身居住する女性宅のベランダから侵入され、冷蔵庫内の食料品を盗まれた例等、旅行中の空き巣被害の例が多い。）



#### (4) 車上狙い被害

テュニス在住のDは、自宅前に駐車していた車のドアガラスを割られ、座席においていたパスポート、衣類等在中のバッグを盗まれた。(この他にも、同様の手口でカセットデッキ、小銭等を盗まれた例、ヘッドライト、スペアタイヤ、ジャッキ、エンブレム等の部品を盗まれた例は枚挙に暇がない。)

#### (5) ひったくり被害

テュニス市内在住の女性Eは、走行中、後ろから来た二人乗りオートバイの男にパスポート、現金在中のバッグをひったくられた。(バッグを離さないと引きずられて危険な場合もある。)

#### (6) スリ被害

旅行者Fは、テュニス市内繁華街のバス停から乗車する際、人混みの中で押されているうちに、気が付くとショルダーバッグのファスナーが開けられて財布が盗まれていた。(同様の被害はスーク、市場、バス車内等の人混みで多発している。)

### 3. 防犯対策

当地における犯罪被害は典型的なものが多く、日頃からその対策をよく考えて注意すれば未然に防げるものが殆どです。以下、犯罪の態様別に対策と心構えを述べてみます。

#### (1) 空き巣等侵入盗対策

ア. 住居の第一次防衛戦である門扉やドアには2カ所以上に頑丈な錠を取り付け、施錠を怠らないこと。

イ. 窓、ベランダには必ず鉄格子を設置すること。

ウ. 屋外灯は明るくし視界を遮る樹木等は撤去して死角を作らないこと。

エ. 留守にしたり就寝する時は施錠を確実にし、確認を怠らないこと。

オ. 貴重品は鍵のかかる場所に分散して保管すること。

カ. 長時間留守にするときは信用できる知人、隣人等に見回ってもらう。できれば信頼できる警備員を雇うことが望ましい。照明やラジオをつけ放しにすることも一案。

キ. 来訪者の身元、用件をよく確認し、見知らぬ人物は敷地内に入れないこと。

ク. 番犬を飼うことも効果的。

#### (2) 車上狙い対策

ア. 路上駐車を避け、できるだけ車庫、駐車場に入れる。止むを得ない場合、人目の多い場所等、できるだけ安全な場所を選んで駐車する。

イ. 短時間でもドアロックを確実にすること。警報器の設置も効果的。

ウ. 車内に物を残さないこと。狙われる原因となる。止むを得ない場合はトランクに入れて施錠する。

#### (3) 旅行時の対策

ア. 一定水準以上の宿泊施設を利用し、野宿等はしない。

イ. 手荷物は常に自己の支配下に置き、目を放さない。

ウ. 当座必要な額以上の現金や貴重品を持ち歩かないこと。止むを得ない場合は着衣の下に隠して身に付けるか、ホテルに預ける。

エ. 人通りの少ない場所、薄暗い場所、見通しの悪い場所等は避けて通ること。

オ. 向こうから言い寄って来る人間にはよく注意すること。

カ. 外出、就寝の際は、ドア、窓に必ず施錠すること。

#### (4) 性犯罪対策

ア. 昼間でも人気のない場所は避け、夜間の一人歩きはしないこと。

イ. 男性だけがたむろするような場所に近づかないこと。

ウ. 肌を露出する部分の多い刺激的な服装での外出をしないこと。

エ. 旅行、ドライブは複数、かつ出来れば男性同伴とすること。

オ. 一人だけにいる時、見知らぬ人を中にいれないこと。

カ. 見知らぬ人の車には絶対乗らないこと。

#### 4. 緊急連絡先

以下は緊急時に連絡すべき公的機関ですが、日頃から信頼できる隣人、知人を持ち、最寄り警察署、消防署、病院等を把握しておくことも大切です。

##### (1) 警察

緊急通報の番号。(日本の110番に相当する。): 197

##### (2) 救急車

POLYCLINIQUE EL MENZAH: 891. 251            891. 623

CLINIQUE DE CARTHAGE : 731. 096            730. 584

##### (3) 日本大使館

AMBASSADE DU JAPON: 791. 251

792. 363

793. 417

住 所: 10, RUE MAHMOUD EL MATRI, BELVEDERE, TUNIS

執務時間: 午前8時15分~午後1時00分

午後3時00分~午後6時00分

(夏期は午前7時00分~午後2時30分)

(ラマダ期は午前8時00分~午後3時00分)

土・日曜、祝祭日は休館

#### 5. 誘拐被害防止の対策

邦人被害の誘拐事件が南米を始め世界各地で発生しています。人質解放に当たって多額の身代金が支払われたことが分かると、金持ち日本人を狙った同種事件が続発する危険があります。当地ではこうした事件発生の際に接することは希ですが、絶対に大丈夫とはい切れません。ちょっとした日頃の注意と心掛けでこうした事件に遭う危険性を減らすことが出来るのです。

以下、誘拐被害防止のための一般的な注意を述べてみます。

##### (1) 自宅、事務所における対策

ア. 錠、鉄格子、覗き穴、防犯カメラ、インターフォン等の防犯設備を設置する。

イ. よく知らない人を家にいれないこと。止むを得ない場合も事前に身元をよく確認すること。

ウ. 使用人は身元をよく調査した上で雇うこと。使用人に行動予定や旅行計画の詳細を知らせないこと。

エ. 出入りの際、周囲をよく観察し、日常と異なる点を早期に発見すること。(この種犯罪は計画的に行われ、必ず事前調査等の予兆がある。)例えば、道路・電話工事、セールスマン、郵便配達人、駐車車両等にいつもと違った点はないか。逆にいつも同じ人物が車両にいないか。

オ. 万一来て備えて、日頃から旅券、保健関係書類、滞在国及び本邦の緊急連絡先リスト、医療関係記録(病歴、血液型、持病、常備薬、歯科治療記録等)を整理して分かるようにしておく。

##### (2) 通勤、外出時の対策

ア. 行動予定はできるだけ秘匿し、時に予定と異なる行動を意識的に取ってみる。

イ. 外出の前に周囲を点検して異常の有無を確かめる。待ち伏せを防ぐため、自宅、事務所前で客待ち中のタクシーは利用しない。

ウ. 行動をパターン化せず、日時を飼えたり経路を変更したりする。

エ. 尾行されていると思われるときは、最寄りの警察署や人目の多い場所に退避し、相手車両の種類、色、ナンバー、運転手等の特徴を出来るだけ記録して通報する。

オ. 通勤経路を特定しないこと。運転手には車に乗ってから行き先を指示し、人通りの少ない裏通りや退避路のない道路は避けること。

カ. 車ではなるべく中央車線を走行し、信号待ち等で停車する時も十分な車間距離を空けて退避行動を可能にすること。

- キ. ドアは必ずロックし、窓も必要以上に開放しないこと。
- ク. ヒッチハイカー等を同乗させないこと。
- ケ. 先行車が理由もなく減速、停車等の不審な行動を取る場合、これに追従することなく回避すること。渋滞道路、事故現場等には近づかないこと。

データ名：トーゴ【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/13

属性：テキスト

バイト：1505

参照：3

トーゴ【安全の基礎】

トーゴ共和国

Republic of Togo

出入国時の留意事項

●査証

入国時には査証が必要。空港での取得は不可能。パリのトーゴ大使館などで取得する。入国目的にかかわらず2日間有効査証しか取得できない。あとは、現地で更新手続を行う。

●出入国審査

(入国時)

黄熱病予防接種証明書（イエローカード）の確認，その後入国審査（パスポート，入国カード提示），荷物検査（荷物開放，ただしX線検査なし）。

(出国時)

空港入り口で旅券を提示し，X線検査，荷物検査後，チェックインし旅券検査（出国カード記入），サテライト入り口でX線手荷物検査，搭乗券提示。

●外貨申告

外貨申告制度なし。CFAフランのCFA圏外への持ち出しは禁止されている。

●通関

出入国時のセキュリティ・チェックはたいへん厳しい。

滞在時の留意事項

●旅行制限

特にないが，大統領官邸，軍事施設への立ち寄り禁止されている。

●写真撮影の制限

空港，大統領官邸，軍事施設等は撮影厳禁。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

禁止されている。所持しているとその場で逮捕される。

●治安維持

治安状態は不安定で，銃器を使用した強盗事件等も散発的に発生し，警察による夜間パトロール等が行われている。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項

国民性は穏和である。

安全のためのひとくちアドバイス  
身分証明書は必ず携帯すること。

健康上の留意事項

飲料水は、ミネラル・ウォーター（AWA）を飲むこと。マラリア予防薬の服用は必須。

緊急時の言葉

「助けて」＝ヴォルール

「警察を」＝ポリス

「泥棒」＝ヴォルール

「救急車」＝アンビュランス

在外公館アドレス

兼轄公館

在象牙海岸大使館（コートジボワール）

データ名：ナイジェリア【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/13

属性：テキスト

バイト：4284

参照：5

ナイジェリア【安全の基礎】

ナイジェリア連邦共和国

Federal Republic of Nigeria

(注) 1994年1月15日現在、ナイジェリアには注意喚起が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

日本人がナイジェリアに入国するためには、査証が必要である。査証は、ナイジェリア大使館または総領事館に申請して取得する。3カ月査証は4～5日間で取得できるが、就労、学術研究等の長期滞在査証は入国後申請しなければならない。通過査証は、48時間の範囲でナイジェリア国内で取得できる。

●出入国審査

旅券、査証、外貨申請、貴金属申請、荷物等の審査を行う。入国時は旅券、入国カード、航空券を入国審査官に提出する。この際、審査官から滞在予定日数を質問され、旅券の入国スタンプに滞在許可日数が与えられる。許可日数を超えての滞在は認められないので、十分注意する。出国時は旅券、出国カード、航空券、出国税（居住者700ナイラ・非居住者20米ドル）を支払う。一般に出入国に際しては時間がかかり、不当な金銭の要求の例も少なくないと聞く。

●外貨申告

5000米ドル以下の申告は不要である。5000米ドルを超える場合、入国時には航空機内で入手した外貨申請書（黄色用紙：A）に所有額を記入し、税関当局の認可を取得する。

出国時には、入国の際のAについて、出国のための外貨申請書（青色用紙：B）との収支の照合を受ける。持ち出せるナイラは50ナイラ以下である。

●通関

一般的に繁雑で、荷物等の審査の際、若干の時間を要するとともにいやがらせ行為を受ける場合がある。特に注意する事項として、ほとんどの農作物（米、小麦粉等）は輸入が禁止されているので持ち込まないこと。また、古美術品を持ち出す場合、許可を必要とする。

滞在時の留意事項

●旅行制限

ナイジェリア国内の旅行について制限はないが、常時、旅券を携行し、官憲等（軍、警察等）の要請に即応できるようにしておく必要がある。

●写真撮影の制限

政府関係施設（軍機関、国際空港等）以外の撮影は可能であるが、種々の理由により制限を受けることも多い。軍機関の写真撮影するには、情報省（Ministry of Information）の許可が必要であるが、困難な場合が多い。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

外国人、ナイジェリア人とも売買を禁止されている。裁判所で有罪判決を受けると、25年以上の刑となり、悪質な場合は死刑となることもある。

●不法就労

就労査証がなく、裁判所で有罪判決を受けると国外追放。

●治安維持

政府は治安当局（警察機関）の大々的な再編成を行い、治安維持に努めている。武装強盗等の犯罪者に対しては、一般的に重罪（終身刑等）が科せられる。

●その他特殊取締

1984年以降、環境美化に関する法律（Sanitation law）が制定されており、多くの大都市で、毎月最終土曜日が清掃日として午前10時まで外出禁止とされている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民は一般的に勤勉で外国人を優遇するが、依存性が強い。

安全のためのひとくちアドバイス

ナイジェリアはいまだ深刻な経済困難に苦しんでおり、特に、都市部における低所得者、若年層の失業者の生活が厳しく、こうした社会状況が武装強盗等の一般犯罪の誘因となっている。さらに、治安維持の責任をもつべき警察の犯罪取り締まりも必ずしも十分とは言えない面もあり、今後とも車両の窃盗（容易に現金化できる）、現金目当ての一般犯罪の発生は続くと思われる。

健康上の留意事項

飲料水はろ過器を通した後煮沸したものを飲むこと。なお、市販のミネラル・ウォーターも煮沸したほうが安全である。環境衛生（殺虫剤、蚊帳、蚊取線香は必須）・個人衛生に留意し、生水・生ものをそのまま飲食しないことが肝要である。

下痢：細菌性腸炎、アメーバ赤痢、回虫、蟻虫症等が過去、在留日本人の間に報告されている。赤痢、腸チフス、コレラは常在する。

発熱：まず熱帯熱マラリアを疑う（ナイジェリアではマラリアの96%は熱帯熱。残り数%は四日熱）。日本人の死亡例も報告されている。クロロキン（週1回300ミリグラム）、パルドリン（毎日100～200ミリグラム）の予防内服が必要である。東部州ではクロロキン耐性マラリアが多発しているため、ファンシダール3錠、ハルファン6錠の携帯も必要である。

性病、エイズ：保菌者が多数いると考えられるので、行動は慎重に行うのがよい。

予防接種：黄熱病は必須。コレラ、破傷風トキソイド（3回）、狂犬病ワクチン（3回）もしておいたほうがよい。

重傷患者の移送（急病・事故）：Air Ambulance, Transcare 等空路を利用し、国外の信頼できる医療施設へ移送する（パリ、ロンドン、コートジボワール）。

薬局：輸入品（イギリス、ドイツ、スイス）の抗生物質等はあるが、品目が少ない。fake drug が非常に多い。

緊急時の連絡先

（警察） Tel.199

（火災） Tel.999

在外公館アドレス

●大使館

在ナイジェリア大使館

Embassy of Japan, Plot 24-25 Apese Street, Victoria  
Island, Lagos, Nigeria (P.O.Box 2111)  
Tel.2613797, 2614929, 2615984, 2616827



データ名：ナイジェリア「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/13

属性：テキスト

バイト：11049

参照：3

ナイジェリア「防犯の手引き」

防犯の手引き

在ナイジェリア日本国大使館

(平成2年10月)

—目次—

- 1 はじめに
- 2 ナイジェリアの治安状況
- 3 防犯対策
- 4 緊急連絡体制

1 はじめに

本手引き書は、邦人の皆様で当ナイジェリア連邦共和国に駐在する間に治安対策上心得て置くべき事項、及び当国に出張、その他の目的で訪問する場合の注意事項を、当館が既在の資料、在留邦人の体験談、最新の治安・犯罪情報をもとに分析、検討して作成したものです。

海外において、滞在の長短を問わず安全に過ごすことは本人及び家族のみならず、本邦における親族、知人等にとっても極めて大切なことであり、当該者は一層、治安防犯対策に留意し、いかなる犯罪をも未然に抑止できる体制を確立していただきたいと考えます。

まして、日本のように治安天国から外国に赴く場合、誰もが直面する本国と外国間の治安等のギャップは当国とて例外ではなく、また古来より「ケンカ両成敗」とか「泥棒にも三分の理」の諺があるように、当地における犯罪でも被害者が応分の補償を受けるとは限りません。

不慣れた異郷において何時、如何なる場所においてもスキを見抜かれ、それにつけ込まれることのないよう、細心の警戒心と堅実な防犯企図を持つ必要があると思います。

当館としては、本「防犯の手引き」の作成にあたり、在留邦人の皆様方が安全、快適に当国での生活を送られ、無事訪問目的を達成されることを衷心より祈念するとともに、新たに当地を訪問される方々の安全のための一助となることを切に念ずる次第です。

2 ナイジェリアの治安状況

(1) 犯罪の傾向

イ 当国における犯罪は、家宅侵入あるいは屋外での金品・車両等の強盗といった一般犯罪が主体であり、時には雇用・解雇問題等怨恨から生ずる傷害事件なども発生していますが、欧米先進諸国等に見られる様な悪質かつ凶暴なテロ・人質誘拐等の発生はほとんど見られません。

ロ しかしながら、当国はいまだ深刻な経済的困難に苦しんでおり、特に都市部における低所得者、若年層の失業者の生活が厳しく、こうした状況が武装強盗等の一般犯罪の誘因となっています。さらに治安維持の責任を持つべき警察の犯罪取締りも必ずしも十分と

は言い難い面もあり、今後とも一般犯罪の発生は続くと考えられます。

## (2) 治安組織の状況

イ 当国で犯罪被害にあった場合の対応としては、近くにいる警察官を呼ぶとか最寄りの警察署に連絡するというように、他の国々と大差はありません。しかし、当国の治安状況から警察官（交通警察は除く）は、小銃・機関銃で武装しており、いかついイメージを与えております。また、当国の経済事情から警察官の給与遅配がしばしばあり、現場警察官の士気は高いとは言えません。

ロ 盗難等にあった場合の証明書等の発行手続きは比較的スムーズに行ってくれますが、緊急時の警察への連絡等は、電話事情が悪いため、直ちに通じることは期待しない方がよいと思います。運よく通じたとしても、警察自身の移動手段が乏しいため、迅速な現場への到着があまり期待できない状況にあります。

ハ 当国の警察は（軍人の場合もある）、幹線道路上重要箇所に検問所を配置して不審車両・人物をチェックしています。外国人は多くの場合調べられることはありませんが、警察官の中には、金銭をもらう目的でいやがらせ行為をする者もいます。また、検問所等において、警察の指示に従わなかった場合、警察官は直ちに発砲しますので十分注意して下さい。

## 3 防犯対策

### (1) 日常の防犯対策

#### イ 基本的心構え

邦人の安全確保はナイジェリア政府が第一義的責任を持っていることはいうまでもありませんが、当国の犯罪発生状況、警察の能力等を考慮した場合、「自らの安全は自らで守る」気概を持ち、日頃より防犯対策に万全を期すことが肝要です。このため在留邦人は大使館及び在留邦人との間の連絡を密にするとともに、ナイジェリア人と友好な関係（ただし、あまり信頼しすぎても危険）を保っておく必要があります。

#### ロ 具体的対策事項

##### (イ) 外出・遠出・旅行等の際の対策

a. 外出は努めて車を使用すること。遠出・旅行する際は、その地方の治安状況等を予め新聞等でよく確認してから出発するようにすること。

b. 早朝・深夜の外出は努めて避けること。やむを得ず出かける場合には、外出先と帰宅時間を家族ないし留守番の人に告げておくこと。

c. 写真制限区域（空港・港湾・軍事施設等）が多いのでむやみに写真を取らないこと。ナイジェリア人を撮影する場合は予め許可を得ること。

##### d. 車両運行上の注意事項

(a) 努めてドライバーを使用し、ドアロックを確実にすること。

(b) 遠出する場合、2台以上で行動すること。

(c) 遠出の場合、昼夜を問わず、車両通行の少ない場所、カーブ、スピードを落さなければならぬ箇所では路上強盗に注意し、道路上に不審な障害物等を発見した場合直ちにUターンし危険を回避すること。

(d) 夜間の車による長距離の移動は、原則として避けること。

(e) 夜間及び、車両通行の少ない道路においては尾行車等に注意すること。

(f) 整備不良車両が多数走行しているので車間距離、スピードの出し過ぎに注意すること。

(g) 不幸にして強盗等にあった場合、抵抗しないこと。直後直ちに警察、大使館へ連絡すること。

(h) 犯罪者は事前調査を行うことが多いので、日頃より不審者にはよく注意をし、生活パターン（帰宅時間・通勤経路等）が特定せぬように心掛けること。

(i) 自分の家族の行動・所在を未知の者に知らせないこと、及び使用人にも旅行計画

等の詳細を話さないこと。(犯罪には内部に手引き者がいることが多い)

(n) 住居等における対策

- a. 住居の選定にあたっては犯罪多発地域を避け、防犯設備の整った家屋を選定することが基本である。
- b. 付近に異変を知らせることができるようにサイレン等を準備しておくこと。
- c. 強盗侵入時の逃げ場所を日頃から決めておくこと。
- d. ドア等の鍵を紛失した場合は、直ちに新しい錠と鍵に代えること。
- e. 使用人については、家族構成・住所及び交友関係について注意を払っておくこと。(折に触れて写真を取ったり、コピーを保存しておくこと)
- f. 目立つ行動や派手な行動は慎むこと。
- g. 最寄りの警察署の場所、電話番号を承知しておくこと。
- h. 不幸にして武装強盗の侵入にあった場合、抵抗せず相手の要求に従うこと。家族、警察、大使館に連絡すること。

(2) 緊急対策要項

ここでいう緊急事態とは、戦争・大規模暴動・クーデター・大規模災害等を指します。

イ 平素の準備

(i) 基本的な心構え

緊急事態を事前に予想することは、極めて困難ですが、新聞・テレビのニュース等を通じて日頃から家族で世界の情勢、ナイジェリアの情勢に目をむけておくことが重要です。また、ナイジェリア人、外国人、日本人等と密接に情報交換し常に注意を払っておいて下さい。

(ii) 旅券・航空券等の用意

旅券は、何処にあるかを常時確認しておくべきです。旅券の有効期限、及び当地での滞在許可期限については常時確認しておき、失効とならぬように心掛けて下さい。もしもの時のため必ず旅券等のコピーは、一部保管しておくように心掛けて下さい。また、ヨーロッパ等への航空券を用意しておくのも一案です。

(iii) 大使館への在留届の提出

在留届(任務を終了し帰国する時には帰国届)を履行して下さい。緊急時には大使館邦人保護活動のため基礎資料となるものです。

(iv) 食料・金銭の用意

少なくとも、2-3週間程度生活できる食料・飲料水・金銭を用意しておくことを強くお勧めします。

(v) 緊急携行品

緊急の移動に備え、次のような物品を常時用意しておいて下さい。

a. 家族各人につき

パスポート・セーター・上着等・下着・靴下・運動靴・レインコート・

タオル・歯磨セット・トイレトペーパー・生理用ナプキン・赤ちゃん用品。

b. 家族単位で用意しておくもの

懐中電灯・携帯ラジオ・乾電池・ナイフ・缶切り・裁縫セット・ライター

(マッチ)・食器(プラスチック)・蚊とり用品・食料(缶詰め・缶パン等)

・飲料水。

(vi) 車両について

a. 当地においては、唯一の足である車両は常時良好な状態を保ち、ガソリン不足が度々おこるので燃料は半分以下にならないように注意すること。でき得れば、予備のガソリンタンクを用意して安全に保管しておくこと。

b. 道路マップ、免許証は常時準備して有効期限にも留意しておくこと。

ロ 緊急時の対処

(i) 緊急時の心構え

緊急事態が発生した場合及び、それが予測される場合、大使館は日本人会連絡網等によ

り在留邦人各位に対し必要な情報、指示等を適時連絡するよう努力しますので、無用の外出を避け、平静を保ち群衆心理に巻き込まれることのないようにして下さい。

(ロ)情勢の把握

在留邦人各位におかれても邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ、テレビの聴取、大使館、警察署への問い合わせにより、正確な情勢の把握に努めて下さい。この際、ラジオジャパンの聴取を必ず実行して下さい。ラジオジャンルの周波数・放送時間帯表は大使館にて入手可能です。

(ハ)現地の事情等で邦人に知らせる必要があると認められるものは、随時大使館、日本人会長に連絡して下さい。

(ニ)大使館は状況に応じ、日本人会に対し緊急二月会(当地駐在社長会)の開催を要請し、大使館、日本人会で安全対策の協議を実施します。

(ホ)避難時

事態が切迫し、引き揚げ又は避難のための集合を大使館より指示された場合は、旅券、緊急携行品で示した食料、衣類等を携行の上、指示された場所(大使館あるいは公邸)へ集合して下さい。

(ヘ)事前引き上げ

各自又は派遣元の会社等の判断により、順次他の国々又は本邦へ引き揚げる場合には、その旨を逐次大使館へ連絡して下さい。

#### 4 緊急連絡体制

大使館は、日本人会連絡網・電話・無線機等で邦人各位に連絡します。

##### 緊急連絡先

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 大使館：事務所 | PLOT 24/25, APESE STREET,<br>VICTORIA ISLAND LAGOS<br>61379・61492・615984 |
| 大使公邸        | 6 OSLORNE ROAD IKOYI, LAGOS<br>68246                                     |
| 領事宅         | 610814   |
| 参事官宅        | 682598   |
| (2) 警察：緊急呼出 | 199  |
| (3) 消防：     | 999  |
| (4) 無線機：周波数 | 154.63<br>154.65<br>154.69   |

##### ・治安防犯対策

###### (1) 概要

“災害が忘れた頃にやってくる”と言いますが治安犯罪事案も予想しにくく、天災・災害同様やり直しが利かず、失敗は許されません。従って、治安防犯対策を立てるに当っては、最大漏らさず関連情報を収集し、それに基づき周到な対応措置を講じ、その実施に当っては断固とした気概をもってやり通すことが必要です。

###### (2) 具体的対策事項

日常の治安防犯対策に当っては、当地の事情に合わせ設定した対応措置を効果的に機能させることが重要であり、定期的に点検・確認する努力が必要です。そのため、当地日本人会等で会合を持つなど関心を絶やさないようにし、もし、何らかの疑義を感じた場合はその場で是正するよう心掛けたいものです。各企業単位で治安対策を総点検し、不定期に訓練を行ってみることも効果的であると考えます。

・最新の緊急連絡先及び緊急連絡網の整備

(1) 緊急連絡先

緊急時：平時の他に参事官邸 682598

警察（緊急呼び出し：「199」）

(ア) 警察省本部 664911 (ラゴス州：01)

(イ) 主要警察署 (ラゴス州内)

州警察本部 963023

960200 他 (州都イケジャ)

ビクトリア警察署 610743

イコイ ” 682891

消防署（緊急呼び出し：「999」）

救急車の呼び出しは各州の州立病院に電話連絡して要請する。

(2) 緊急連絡網について

ア. 緊急連絡網……………当地日本人会で管理

イ. 在留邦人名簿…………… ”

在留届については、大使館で管理

ウ. その他日本人学校連絡網、婦人会連絡網がある。

・おわりに

日本においてはアフリカブームが静かに続いており、人口約1億人以上を有するナイジェリアは全アフリカの5分の1の人口を擁し、石油を含む鉱業資源はもとより、農業、海洋資源等も豊かです。ナイジェリアのかかる地位は最近見直されつつあり、現在、約800名の邦人の方々が当地で各種プロジェクト等に従事・活躍されており、今後とも日本と当国の関係は一層緊密化の方向に向うと思われまます。

かかる時、赴任・滞在され、あるいは観光・短期出張等で当地を訪問される邦人の方々が、無事にその目的を達成されることは大切なことであり、不幸な事件等に巻き込まれるような事は絶対に回避しなければなりません。

当館としては、本手引き書の作成をはじめ、今後とも在留邦人援護のために全力を尽くすとともに、皆様方のご無事を衷心より祈念し、新たに来訪される方々に対し、何らかのお役に立てるよう万全の態勢で臨む所存です。

データ名：ニジェール【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/13

属性：テキスト

バイト：2020

参照：3

ニジェール【安全の基礎】

ニジェール共和国

Republic of Niger

〈注〉1994年1月15日現在、ニジェールの北部地域には観光旅行自粛勧告が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

ニジェール入国には査証が必要である。査証は、在東京ニジェール共和国名誉領事館、在仏ニジェール大使館等で1カ月滞在の査証が取得できる。なお、ニジェールの在外公館のないところでは、フランス大使館か領事館が代行している。

●出入国審査

入国には、イエローカード（黄熱病予防接種が不可欠）が必要である。

●外貨申告

外国通貨の持ち込み額に制限はない。CFAフランのCFA圏外への持ち出しは禁止されている。

●通関

煙草20本、酒1本、テープレコーダー1台、ラジオ1台、カメラ1台、そのほか身の回り品は持ち込みが可能である。

滞在時の留意事項

●滞在届

査証は、1カ月間有効の短期滞在査証なので、1カ月以上滞在中の場合には入国後、内務省国家保安局に滞在延長の申請をしなければならない。

●写真撮影の制限

現地の人の中には写真を撮りたいへん嫌う人がいるので、撮影には十分注意すること。空港周辺および軍事施設は撮影が禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬等の取り締まりがある。

●治安維持

公務員の給料の遅滞等、不況のもと、国内情勢は不安定な方向に向かっており、これに伴い治安状態は悪化している。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の75%がイスラム教徒の慣習をもっており、原則として酒類を飲まず豚肉を食べない。ただし、外国人には禁止されていない。国民性としては穏健な性格。

#### 安全のためのひとくちアドバイス

身分証明書の携帯が義務づけられており、夜間検問で、提示を求められることもある。

#### 健康上の留意事項

温度が非常に高くなるので、外出時には日射病等に注意すること。また、乾季には夜間に温度が下がるので、服装等に気をつけること。飲料水は、生水は避け、必ずミネラル・ウォーター（AWA）を飲むこと。また、マラリア予防薬の服用は必須である。

#### 緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.17

〈消防署〉 Tel.18

〈病院〉

ニアメ病院 Tel.722521

#### 緊急時の言葉

「助けて」 = オ・スクール

「警察を」 = ポリス

「泥棒」 = ヴォルール

「救急車を」 = アンビュランス

#### 在外公館アドレス

●兼轄公館

在象牙海岸大使館（コートジボワール）

マダガスカル【安全の基礎】  
マダガスカル共和国  
Republic of Madagascar

出入国時の留意事項

●査証

査証は、在日およびパリのマダガスカル大使館などで取得できるほか、在モーリシャス、コモロ、レユニオンの領事館でも取得できる。査証免除はない。

在留延長手続は内務省で行っている。延長は3カ月間まで可能で、手数料は5400マダガスカル・フラン（以下FMGと略称）。なお、滞在費として1カ月当たり5000フランス・フランまたは400米ドル（1993年10月現在）に相当する外貨を所持していることが条件となっている。

●出入国審査

往復航空券を所持していないと、入国を拒否されることがある。

学術調査およびTVチーム等撮影・取材の目的で入国するためには、事前に管轄する省庁の許可が必要になっている。

日本から欧州およびシンガポール、モーリシャス経由で入国する場合は、予防接種は不要。ただし、黄熱病およびコレラ等の汚染地域を経由する場合は、到着時にイエローカードの検査がある。同カードは、出国時まで空港の検疫事務所で保管される。

なお、出国の際に行き先の遠近により空港使用料を徴収される。ちなみに、ナイロビ、モーリシャス等近距離の場合は2万5000FMG、パリ等遠距離の場合は3万3000FMGとなっている。

●外貨申告

入国時に、所持するすべての外貨（トラベラーズ・チェックを含む）を外貨申告書に正確に記入し、両替のつど、同申告書に記入、印をもらう。出国の際に、厳格に同申告書の額と手持ちの金額とが照合され、合わない場合は没収、罰金等が科されることがあるので、十分注意すること。

●通関

持ち込み禁止品目は、生肉、生ハム等。カメラ、ビデオ、ワープロ類は、入国時に申告書をもらい出国時に再提出する。一般に大量の物品（フィルム、ライター等）を所持している場合は、販売用でないことを説明する必要がある。

持ち出し禁止品目は、恐竜の化石、ワニ・海ガメの剥製、未加工の貴石、高級木材等。土産品で輸出申告書の必要なもの（アンモナイト加工品等）は、購入店で作成してもらう。

滞在時の留意事項

●滞在届

長期滞在者は滞在届が必要。内務省移住課で手続きを行っている。

●旅行制限

特になし。飛行機便は、突然キャンセルになることがあるので、前日までに確認が必要。

●写真撮影の制限

大統領府、軍事施設等（国旗の掲げられている政府機関）および空港、女王宮等は撮影が禁止されている。博物館の一部展示品は、写真撮影禁止となっているので、一応係員に



許可を求めること。なお、テレビ局等取材班による撮影については、在日マダガスカル大使館に撮影場所、目的等を明記した書類を提出し、事前に撮影仮許可を取得することが不可欠である。

#### 各種取締法規に関する留意事項

##### ●麻薬

日本人が嫌疑をかけられた事例はない。違法行為があった場合、ただちに送検され、罰金・留置される。

##### ●不法就労

当然のことながら、不法就労はできない。労働査証発給にあたっては、雇用先を管轄する省庁の合意が必要であり、ケースバイケースで審査されている。失業者が多い現在、事実上、就労は不可能。

##### ●治安維持

政治関係出版物および政治活動は、取り締まり・処罰の対象となっている。

#### 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

タクシーにメーターはない。外国人に対しては、通常の1.5～2倍の値段を提示するので、乗る前に値段交渉が必要。市内の最低料金は、1500FMG（夜間は倍額）、空港から市内までは車のきれいさにもよるが2～3万 FMG 程度（1993年10月現在）となっている。青空市場等にも通常定価はない。

フランス語およびマダガスカル語が公用語となっているので、一部を除き英語は通じない。

#### 安全のためのひとくちアドバイス

市内には、スリ、ひったくりが多いので、目標となるイヤリング、ネックレス等はなるべくつけないことが望ましい。ハンドバッグの携行には十分注意すること。

#### 在外公館アドレス

##### ●大使館

在マダガスカル大使館

Ambassade du Japon, 8, Rue du Docteur Villette, Isoraka, Antananarivo,  
Madagascar (B.P.3863)  
Tel.261-02